



平成 21 年 第 1 回
豊 頃 町 議 会 定 例 会 会 議 録



自 平成 21 年 3 月 5 日

至 平成 21 年 3 月 12 日

豊 頃 町 議 会

平成21年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成21年 3月 5日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	議案第22号	豊頃町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定
日程第 5	議案第11号	平成20年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)
日程第 6	議案第12号	平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 7	議案第13号	平成20年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第 8	議案第14号	平成20年度豊頃町老人保健特別会計補正予算(第2号)
日程第 9	議案第15号	平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第10	議案第16号	平成20年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)
日程第11	議案第17号	平成20年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第5号)
日程第12	議案第18号	平成20年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第5号)
日程第13	議案第19号	豊頃町表彰条例の一部改正
日程第14	議案第20号	豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
日程第15	議案第21号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第16	議案第23号	児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第17	議案第24号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第18	議案第25号	健康保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第19	同意案第1号	豊頃町監査委員の選任
日程第20	同意案第2号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第21		請願の委員会付託
日程第22		陳情の委員会付託

◎出席議員（9名）

1番	藤田博規君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	4番	森一彦君
5番	大崎英樹君	6番	大谷友則君
7番	長谷川勝夫君	8番	津久井精一君
9番	小野木英毅君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	村中健吉君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
会計管理者兼 出納税務課長	吉村進君
地域住民課長	田中啓喜君
福祉課長	和田宏樹君
産業課長	金川正次君
施設課長	石塚周二君
教育委員課長	山本芳博君
農委事務局長	友重誠一君

◎議会事務局職員

事務局長	佐藤潤君
庶務係長	渡辺良英君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成21年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に「諸般の報告」を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
佐藤事務局長。
- 佐藤事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。
次に、監査委員より、平成20年12月から平成21年2月までの例月現金出納の
検査報告書の提出がありました。
報告は、お手元に配布のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思
います。
合わせて、教育委員会より豊頃町教育事務執行の点検、評価報告書の提出があり
ました。
本件報告につきましても、お手元に配布のとおりでございますので、ご覧いただ
きたいと思
います。
以上です。
- 小野木議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から「行政報告」の申し出がありましたので、これを許し
ます。
宮口町長。
- 宮口町長 第1回定例会の行政報告を申し上げます。
最初に、とちぎ田園地域産業活性化協議会の設立でございます。
地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組みを支援するとともに、地域
経済の自立発展の基盤の強化を図ることを目的とし、平成19年6月11日に「企業
立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が施行され
ました。
国はこの法律に基づき、地域の強みと特性を生かした、個性的な地域産業の集積の
形成及び活性化を目指す地域に対する支援を行うことになっており、超低利設備資金
の融資制度や新たに取得した工場用の建物及び機械等に対する特別償却制度などの支
援策が盛り込まれております。
十勝管内には、すでに帯広市を始め、1市6町で構成する「帯広十勝地域産業活
性化協議会」が設立されており、平成20年12月16日付けで、地域産業活性化基本
計画の国の同意を受けたところであります。

「とち田園地域産業活性化協議会」は、豊頃町を含め、ここに掲げてあります10町2村で構成し、十勝の中核である帯広市の外縁に位置する「とち田園地域」が一体となって、企業立地促進法に基づく国の支援等を十分に活用しながら、産業の集積・活性化を図るためには、体制整備と総合的戦略が必要であることから、その母体として平成21年1月30日に、本協議会が設立されたところであります。

今後、本年3月下旬を目途に平成25年度までを計画期間とする、地域産業活性化基本計画を策定し、国の同意を受けた後、地域のPRや企業情報の収集、提供などさまざまな企業誘致に関する活動を展開する予定であります。

次に、生活対策定額給付金給付事業でございます。

定額給付金給付事業は、昨年国会において関連法案が成立したところであります。昨年の10月30日に「政府・与党会議、経済対策閣僚会議の合同会議」において決定した「生活対策」に基づく、景気後退の下での生活者の不安にきめ細かく対応するため、緊急支援として実施されたものであり、定額給付金及び給付に係る事務費の全額に対し、国から補助が市町村に交付されます。

現在本町におきましても、総務省からの通知に基づき事前準備を進めているところでありますが、対象者は平成21年2月1日を基準とし、住民一人あたり1万2,000円、18歳以下及び65歳以上の方には2万円が給付され、本町における給付対象世帯及び支給総額は、1,490世帯で、5,874万8,000円を予定しているところであります。

本定例会において、繰越明許費として提案した補正予算を議決いただいた後、3月6日に各世帯主宛に申請書を送付し、3月12日から6カ月後の9月14日まで申請の受付を行い、速やかに給付を開始したいと考えているところであります。

なお、申請の受付については、役場、大津支所ほか中央コミセン、豊頃コミセン、十弗農業センター、二宮改善センター及び統内生活センターの5会場において移動窓口を設けるほか、単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯の一部においては、職員が訪問して手続きを行う予定であります。

給付方法は、世帯主本人の金融機関口座への振込みを基本といたしますが、金融機関に口座がない方等につきましては、役場出納室の窓口及び大津支所において現金で支給する予定であります。

また、本事業の実施に併せ、豊頃町商工会におきまして、プレミアム商品券1,000セット、1万5,000円分の商品券を1万2,000円で販売の計画もされておりますので、少なからず町民の皆様への生活支援と商店街の活性化に繋がるものと期待しているところであります。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金の事業についてでございます。

地域活性化・生活対策臨時交付金は、経済情勢の悪化による国の経済対策として創設され、地方公共団体が地域の活性化等の積極的に取り組むことができるよう、地方公共団体が作成した実施計画に基づき、事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地域活性化等、速やか、かつ着実な実施を目的として、国の平成20年度の第2次補正予算により交付されるものであります。

本事業の対象事業は、予め定められた国庫補助事業の補助裏と地方単独事業が対象となり、本町の交付金は、2億3,377万6,000円を上限として交付される予定であります。

本町においては、緊急雇用対策を目的として、去る2月5日開会の臨時会において、道路及び河川の維持補修の工事として12事業、2,969万6,000円を補正し、2月16日に発注したところであります。

また、平成21年度6月定例会において、予算措置される予定の教員住宅建設事業及び総合体育館塗装改修事業の財源とするため、積立金に5,500万円を、その他農林水産業や商工業の振興及び町民の安心・安全対策のためのインフラ整備などを目的として、16事業、2億1,101万9,000円、総額では2億9,571万5,000円の事業費を計上したところであります。

なお、このたび補正した事業につきましては、平成21年3月下旬に、7事業、1億2,168万7,000円の工事を発注いたしますとともに、残りの工事及び補助金につきましては、4月以降の執行を予定しておりますが、工事発注や補助金交付の事業作業を速やかにを行い、本町の基幹産業である一次産業の振興と商工業の活性化に努めて参りたいと考えているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

●小野木議長 これにて行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、8番津久井精一議員及び1番藤田博規議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、3月12日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第1号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号。

議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成21年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成21年2月27日。

3、調査の経過。

(1)平成21年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成21年2月26日招集告示のあった平成21年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月27日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

また、本会議において新年度予算審議が行なわれることに伴い、議長からの会議規則第55条の規定(質疑回数制限)を適用しない旨を会議に諮るとともに、審議が2日目で終了した場合は、3日目を休会とすることとした。

4、調査の結果。

(1)平成21年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月12日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、一般質問の通告期限は、3月5日午後5時とした。

ウ、請願書の取扱いについては、平成20年第4回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町会議の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託することとした。

エ、陳情書の取り扱いについては、平成20年第4回定例会閉会後に受理したものは5件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきもの3件とし、その他の2件については、議員配布にとどめるべきものとした。

オ、同意案第1号豊頃町監査委員の選任、同意案第2号豊頃町公平委員会委員の選任については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

カ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月5日に開催するよう日程を調整した。

以上でございます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は、報告済とします。

◎ 議案第22号

●小野木議長 日程第4 議案第22号 豊頃町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

●和田福祉課長 議案第22号、豊頃町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、説明いたします。

国は、介護報酬が低い現状のなか、厳しい労働条件下で働く介護従事者等の離職が深刻化していることから、介護従事者の介護報酬を3%引き上げることで、就労環境の改善を図り、介護事業所の運営安定を目指すため、介護従事者等の人材確保のため

の介護従事者等の処遇改善に関する法律を制定したところですが、この報酬引き上げに伴い、保険料が上昇するため、その急激な上昇を抑制するために、国は交付金を各保険者に交付することといたしました。

本条例は、この交付金に対応する基金を設置するための条例であります。

交付金は、介護報酬3%引き上げに伴い、上昇する保険料分の2分の1相当額が各保険者に交付され、国の指示に基づき各保険者は一旦基金に積み立てし、介護保険事業計画第4期計画期間内、平成21年から平成23年の3カ年間に於いて、毎年取り崩し、保険料の急激な上昇を抑える原資として充当されるものです。

制定される条例の概要について、説明いたします。

議案をご覧くださいと思います。

本則第1条では、条例制定の目的を。

第2条では、基金として積み立てる額を。

第3条では、基金の管理の方法を。

第4条及び第5条では、運用益の処理方法、及び、繰り替えの運用を。

第6条では、基金の処分を。

第7条では、委任について、それぞれ定めています。

また、附則第1条では、記載のとおり施行期日を。

第2条では、条例の失効とその事前における基金残額の取扱いについて、それぞれ定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大崎議員。

●大崎議員 ただいまの介護についての基金条例の制定。

この提案についての直接的なことにはならないかもしれませんが、最近の各行政の動きといいますか動向というのは、介護保険の負担金、いわゆる40歳以上の保険を納めているのですが、本町に於いての状況というのは、どのように考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 和田福祉課長。

●和田福祉課長 新聞報道などで介護保険料率の改定等いろいろ報道がございます。

現段階では3期中、平成13年から、失礼、平成18年から平成20年までの、この間の保険料率、本町の保険料率は、基準の保険料率第4段階になりますけれども、年額4万3,900円。

月額で、3,659円というふうに定めてございます。

これは、十勝管内の12番目、下位の部類に入っております。

以上です。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 現在の各対象者についての月々の保険料というのが3,659円ということのようですが、今後について、これは本議会に於いての予算審議も予定されておりますので、この方向性としては、今後は値上がりするか、あるいは逆に値下げになるのか、この辺は、非常に町民が関心の高いところではないかなと、こういうふうに思いますが、担当としての将来の見通し等もございましたらご説明いただきたいとこ

のように思います。

なお、具体的なものがあれば、それらの金額も提示できうる内容であればお願いしたい。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 お答します。

介護報酬、失礼、介護保険料率につきましては、基本的には、結論から申し上げますと料率は下げるということで考えてございます。

その内容等については、後ほど条例の改正等々ございますので、そちらの方に委ねるとしまして、今の保険料率年額より800円、月額にして61円これを下げるということを基本として考えてございます。

サービス給付の状況、高齢者の状況等を鑑みますと、給付費が伸びる。

そしてまた、税の関係で今までの介護保険料が急激にアップすることを抑制する措置、これを第3期計画に実施してございます。

次期計画についても、やはり同じように抑制する、軽減する方向を考えてございますが、それに伴って本来は保険料率が、金額が上がるのですけれども、経済情勢を考えると、保険料率を上げるというのは、そぐわないというふうに考えてございますので、抑制する方向で考えてございます。

以上です。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 極めて具体的に担当課長から今後の方向性としては、負担の介護料が上げることにはなかなか考えづらいと、下げていきたいという、非常にこれは町民としては、今後の非常に期待感があるのではないかなと思います。

61円という値下げの具体的な金額がでましたが、これは政策的に非常にどう考えていこうとするのか、あるいは、もう少し明確に100円単位とかですね、あるいは、500円単位というような金額にならないかなと。

他の行政の動きを聞いているのですが、その辺についての行政の最高責任の担当者、町長の意見もちょっとお聞きしたいと、こう思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 介護保険料につきましては、ご承知のとおり、3年に1回見直しのような形で、1度決定しますと3年間動かさないような状況になっております。

したがって、先ほど課長が説明したとおり、本町におきましては、保険料と利用料がだいたい合致しておりますものですから、できるだけいじらないで料金を上げないで済むかなというふうに思っております。

これは、あくまでも利用料が少なければ保険料が上がらないし、やはりそういった認定された方が利用たくさんすれば、当然保険料も将来に渡っては財政的にも当然皆さん方に負担掛かるとは思いますけれども、今の段階では、ある程度、総体的な金額から割り返すとだいたい61円、下がるような形になっております。

ご承知のとおり、各町村とも上げている町村、下げている町村、これはそれぞれの3年間の利用実績等、考えて決定しております。

したがって、私のところの3,659円というのは、担当者が計算した結果、もちろん統計的に計算して、こういう金額が出たということですから、今後ある程度落ち着けば料金を上げることはありませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、利

用度が増えてくれば、当然会計上では上げざるを得ない形になろうかと思えます。

この保険料の3年に1回の見直しというのは、非常に難しい問題がありまして、特に本町においては、高齢者がこれから増える中では、なかなか将来ともに下げていくというのは、厳しい状況になるかなというふうに判断しております。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

●小野木議長 日程第5 議案第11号 平成20年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第11号、平成20年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)について、ご説明申し上げます。

本案は、定額給付金給付事業費、及び、地域活性化・生活対策臨時交付金事業費の計上、並びに各事業の精査等による減額措置をさせていただくものであります。

最初に、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の計画概要について、私の方からご説明させていただきます。

別に配布の予算説明書、平成20年度補正予算をご覧ください。

今回、補正予算を計上する事業は、豊頃地区環境整備事業を始め、特別会計への繰出金を含めて、17件、事業費は2億6,601万9,000円となり、このうち、ふるさと振興基金積立金5,500万円を除いては、繰越明許費として予算措置をさせていただきます。

次に、次のページをご覧くださいですが、2月5日開催の第1回臨時会において、一般会計補正予算第6号により、当交付金事業の議決済分は、道路及び河川に係る維持補修事業の2件、2,969万6,000円であります。

これらを合わせた全体事業費は、2億9,571万5,000円となり、その財源内訳は、地域活性化・生活対策臨時交付金2億3,377万6,000円、安全・安心な学校づくり交付金1,729万6,000円、一般財源4,464万3,000円として計画しているところであります。

施工位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

詳細については、予算審議をいただくときに、それぞれ担当課長から説明いたします。

次に、予算書の方にお戻り願います。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,517万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出42億3,508万5,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳出からご説明申し上げます。

21ページをご覧願います。

1款議会費から54万円減額。

2款総務費に、1項総務管理費、3目財産管理費、繰越明許費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、豊頃地区環境整備事業、旧豊頃小学校解体工事請負費289万8,000円を追加。

同じく、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、ふるさと振興基金積立金5,500万円追加。

7目企画費、定額給付金関連予算を追加するなど、6,063万4,000円追加。

9目電算情報管理費、公有財産管理システム導入などの委託料、417万1,000円を減額。

庁内LANシステム端末機に係る、備品購入費、162万5,000円追加。

2項徴税費、1目税務総務費において、町税過誤納還付金、60万円追加するなど、これらを合わせて1億1,306万円を追加。

3款民生費から、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、302万3,000円減額。

3目老人福祉費、介護保険特別会計繰出金、105万9,000円追加。

4目障害者福祉費、地域生活支援事業などの委託料、124万1,000円減額。障害者自立支援医療費などの扶助費、107万2,000円減額。

6目福祉医療費、医療費給付費などの扶助費、160万円減額。

8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出金、91万円減額。

2項児童福祉費、1目保育所費、代替保育補助員などの賃金、102万円減額。燃料費などの需用費、152万円減額。

2目子育て支援費、子育て応援特別手当事業、特別手当交付金180万円追加。

4目児童措置費、児童手当に係る扶助費、115万5,000円減額するなど、合わせて1,262万7,000円を減額するものであります。

次に、4款衛生費から、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、葬斎場火葬炉耐久化事業、火葬炉修繕料、105万8,000円追加。

3目保健指導費、子宮がん、乳がん検診などの委託料、161万円減額。

医療施設特別会計繰出金、1,172万6,000円追加。

2項簡易水道費、1目簡易水道費、簡易水道特別会計繰出金、2,119万7,000円減額するなど、合わせて1,139万3,000円減額するものであります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、農畜産物生産基盤整備事業、簡易堆肥盤整備事業補助金、1,000万円追加。

3目土地改良総務費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、明渠排水管理事業、明渠排水維持補修、1,700万円追加。

2項畜産業費、2目公社営事業費、畜産環境整備事業豊頃地区委託料、113万4,000円追加。

3項林業費、1目林業総務費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、木質バイオマス利用促進調査事業、100万円追加。

21世紀北の森事業推進事業補助金、263万8,000円減額。

2目林道整備費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、森林管理用道路整備事業、林道・作業道維持補修、1,000万円追加。

森林管理道安骨線開設、工事請負費、231万円減額。

4項水産業費、1目水産業総務費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、漁業増養殖育成施設整備支援事業、沿岸漁業構造改善対策事業、2,000万円追加するなど、合わせて5,224万円追加です。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、農林水産物物産直売関連施設整備事業、物産販売所、工事請負費、2,237万6,000円追加。

商工業振興事業補助金、108万5,000円減額するなど、2,129万1,000円追加。

次に、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、橋梁長寿命化計画事業、橋梁長寿命化計画現地調査委託料、525万円追加。

2項道路橋梁費、2目除雪費、ロードヒーティング電気料、200万円追加。

除排雪委託料、1,000万円追加。

地域活性化・生活対策臨時交付金事業、除雪機械購入事業に係る備品購入費、1,980万円追加。

3項住宅費、1目住宅管理費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、豊頃町営住宅水洗化事業、豊頃南町A団地水洗化、工事請負費、1,350万円追加。

4項河川費、1目河川総務費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、河川維持補修事業、工事請負費、485万円追加。

6項公共下水道費、1目公共下水道総務費、公共下水道特別会計繰出金、2,773万9,000円追加するなど、合わせて8,350万7,000円追加するものがあります。

8款消防費から、1項消防費、1目消防費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業関連予算を含む、東十勝消防事務組合負担金、248万2,000円追加。

2項災害対策費、1目災害対策費、救急排水機場操作委託業務などの委託料、686万4,000円減額するなど、合わせて473万2,000円減額。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、安全・安心な学校づくり交付金事業、屋体耐震改修工事請負費、3,895万5,000円追加するなど、合わせて3,092万4,000円追加。

11款公債費、長期債繰上償還元金、593万円追加。

長期債償還利子、249万円減額、合わせて344万円追加。

これら合わせて、2億7,517万円を追加するものであります。

以上が、歳出に係る補正の内容であります。これら歳出に伴う歳入につきまして、13ページをご覧ください。

1 款町税に、法人町民税 890 万円追加。

9 款地方交付税に、3,169 万 1,000 円追加。

1 1 款分担金負担金、11 万 5,000 円を追加。

1 2 款使用料及び手数料に、1 項使用料、住宅使用料、220 万円追加。

2 項手数料、保健衛生手数料、104 万 2,000 円減額するなど、99 万 7,000 円追加。

1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、障害者福祉費負担金、162 万円減額。

2 項国庫補助金、民生費補助金、子育て応援特別手当事業費、及び、事務費補助金など、143 万 5,000 円追加。

中学校費補助金、安全・安心な学校づくり交付金など、1,728 万 4,000 円追加。

総務費補助金、地域活性化・生活対策臨時交付金、及び、定額給付金事業など、2 億 6,828 万 3,000 円追加。

3 項委託金、消防費委託金、救急排水機場操作委託料、502 万 7,000 円減額するなど、合わせて、2 億 7,912 万 3,000 円追加するものであります。

1 4 款道支出金から、1 項道負担金、社会福祉費負担金、173 万 1,000 円追加。

2 項道補助金、社会福祉費補助金、104 万 2,000 円減額。

林業費補助金、291 万 9,000 円減額するなど、合わせて、344 万 5,000 円減額。

1 5 款財産収入、1 項財産運用収入、教員住宅貸付収入、110 万円追加するなど、300 万 3,000 円を追加するものであります。

1 6 款寄附金に、10 万円追加。

1 7 款繰入金に、減債基金繰入金、5,000 万円減額するなど、4,958 万 8,000 円減額。

1 9 款に諸収入、4 項受託事業収入、115 万 5,000 円追加。

5 項雑入、道市町村振興協会助成金、250 万円追加するなど、437 万 4,000 円追加。

2 0 款町債から農林水産業債、120 万円減額。

土木債、70 万円減額。

教育債、180 万円追加するなど、合わせて10 万円減額。

次に、7ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正であります。平成20年度農業経営基盤強化資金利子補給、1,580 万 4,000 円に改め、町有牧場管理運営業務指定管理料、2,550 万円を追加し、債務負担行為限度額の総額を6,780 万 6,000 円に改めるものであります。

次に、8ページをお開き願います。

第3表、地方債補正であります。一般単独事業を30 万減額し、2,580 万円。

過疎対策事業費に、20 万円追加して、6,960 万円に補正し、地方債限度額総額を2億3,140 万 5,000 円から10 万円を減額し、2億3,130 万 5,000 円に改めるものであります。

00円に改めるものであります。

次に、9ページをお開き願います。

第4表、繰越明許費の補正であります。2款総務費、1項総務管理費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、豊頃地区環境整備事業、289万8,000円。

定額給付金給付事業、6,255万7,000円。

次の4款以降については、全て地域活性化・生活対策臨時交付金事業でありますので、ご了承願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、葬斎場火葬炉耐久化事業、105万8,000円。

豊頃医院改修事業、1,200万円。

5款農林水産業費、1項農業費、農畜産物生産基盤整備事業、1,000万円。

明渠排水管理事業、1,700万円。

3項林業費、木質バイオマス利用促進調査事業、100万円。

森林管理用道路整備事業、1,000万円。

4項水産業費、漁業増養殖育成施設整備支援事業、2,000万円。

6款商工費、1項商工費、農林水産物物産直売関連施設整備事業、2,237万6,000円。

7款土木費、1項土木管理費、橋梁長寿命化計画事業、525万円。

2項道路橋梁費、除雪機械購入事業、2,001万3,000円。

3項住宅費、豊頃町営住宅水洗化事業、1,350万円。

4項河川費、河川維持補修事業、485万円。

6項公共下水道費、下水道管渠改修事業、2,900万円。

8款消防費、1項消防費、消防装備整備事業311万9,000円。

9款教育費、3項中学校費、安全・安心な学校づくり交付金事業、3,895万5,000円。

繰越明許費の合計を2億7,357万6,000円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

13ページ、1款町税。

9款地方交付税。

11款分担金及び負担金。

12款使用料及び手数料。

13款国庫支出金。

14款道支出金。

15款財産収入。

16款寄附金。

17款繰入金。

19款諸収入。

20款町債。

質疑はありませんか。

(なし)

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

3番、菅谷議員。

●菅谷議員 19ページの繰入金でございますけれども、これは今回も減債基金の取崩しをしないという、そういう状況でございますので、全体的にみますと、いわゆる財政が健全化した姿ではないかなと、こういうふうに認識いたしておりますので、これらについても、決算でもこういう状況になるのかどうか、一つ最終的なものだと思いますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 ただいま質問のありました、減債基金の繰入金の減額であります。当初予算計上したときには、歳入見込みが基金繰入をしなければ予算編成できない状態でありましたけれども、今のところ財源がなんとか確保できましたので、これについて減額をしたいなというふうに思っています。

決算の見込みについても、これでいけるのではないかなというふうに、今のところ予定しております。

以上であります。

●小野木議長 3番、菅谷議員。

●菅谷議員 大変、財政上は豊かかなという姿なのではないかなというふうに考えられるのです。

当初予算では、7,100万、財調といわれる減債でそれぞれ繰入するという形だったわけでございますので、これだけを見ますと、財政的には豊かな姿になったのかなというふうに思っております。

今後について、どういう姿になってくるのか、見通しがあるのならば教えていただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご承知のとおり、数年前までは非常に財政を計画立てる場合については、交付税が何ととっても私の町では、約50%位ですか超えていますので、非常に交付税の先が見えないとなかなか予算を組むのが大変で、今、総務課長が申し上げましたとおり、当初はどうしても補助金なり、交付税なり確定が遅いものですから、基金を取崩し、予算を編成し、ある程度固まった段階で基金を戻して交付税を算入しているような形で予算を組んでおります。

しかしながら、ご承知のとおり数年前までは、50億を超える一般会計でしたけれども、今は40億を切っております。

これは、主に大きな原因は、公共事業というか投資的的事业がどうしても思ったとおりなかなか工事が発注できない、これも財政的な面がありますけれども、そういった意味で交付税が下がってくると、公共事業がどうしても抑えられるのが現状でございます。

したがって、今後、私の町では、だいたい40億前後で推移をしていくのではないかとこのように考えております。

これもあくまでも条件としては、今の交付税をある程度見通しが見える形であれば40億前後の事業が組めるかなという一般会計ですけれども、そういう考えを持っております。

したがって、これからは、ある程度、起債の償還もありますけれども、残高も

少なく、借金の残高も少なくなってきておりますし、基金も横ばいで取崩しをしておりません。

したがいまして、今、菅谷議員が言われるとおおり、財政的な計数としては、ある程度落ち着いた健全経営というふうに私ども判断しております。

ただ、これから先、大きな投資的事業が入ってくれば、また計数的に変わってきますけれども、今の段階では、本町の財政事情については、平均並みに推移をしているというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 3番、菅谷議員。

●菅谷議員 つい最近までは、大変財政的に厳しいという、そういう中で、それぞれ扶助費だとか、あるいは福祉の方についても削減をしてきた、いわゆる切ってきた状況でございますけれども、今後は、それらについてもある程度、弾力的に対応できるという考え方ですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私が、町長になる前には、非常に財政的に難しく、前町長も非常に苦労したと思います。

まして先ほど言いました、先が見えない財政事情の中で、各町村とも全て、ある程度、切る、削減することが財政立直しの対策でありましたけれども、ご承知のとおり、地方格差が出始めてから国としても、そういった面では手厚く財政的に措置していただいております。

したがいまして、これからこういった財政事情が落ち着けば、今までカットしたのもので、カットすべき、カットしてはいけないものまで、ある程度、手を加えておりますので、そういったものも見直ししながら財政を組み立てていかなければならないかなというふうに思っております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

11時5分まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出については、項ごとに質疑を受けます。

21ページ、1款議会費、1項議会費。

2款総務費、1項総務管理費。

6番、大谷議員。

●大谷議員 ここの15節の工事請負費で、旧豊頃小学校の解体工事というものが入っておりますが、あそこにはイベント用の倉庫も併設されておりますが、それ以外のところを壊すというふうに理解してよろしいでしょうか。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 今のご質問の件でございますが、体育館はもちろんそのまま残しまして、体育館と繋がっている旧校舎部分、元はるにれの作業所が使っております。

たけれども、その部分の取壊しということでございます。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 はるにれ作業所は開所するときに、あそこ再整備されたというふうに理解しておりますが、再々利用ということは考えられなかったのでしょうか。

お伺いします。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 再々利用といいますか、利用をご希望といいますか、そういう形の方は、今、現在ございませんでしたし、非常に老朽化も進んでいることと、さらには、繋ぎの部分が体育館と旧校舎の繋ぎ部分が、非常に粗悪な状態になっている部分がございますので、中はもちろん現在、空き家状態になっておりますので、取壊しの方がよろしいかという考え方でございます。

●小野木議長 先に進みます。

2項町税費。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 一般管理費のところですか。

今の大谷議員が質問した件と、それから25節の積立金についての、このページについて2項質問させていただきますが、今、質問に対する説明、答弁の内容ですが、この地域というのは、数年来地域の方から、整備要求が陳情といいますか請願といいますか、そういうようなことも地域区長会や、あるいは地域の住民の方々から要請があったというふうに聞いておりましたが、なぜ今議会の段階までそれが実施されなかったかという、そういうことについての事情と。

それから、25節の積立金の項目でふるさと振興というところの5,500万、これは先ほどの町長の行政報告の中に、6月議会等には、教員住宅の建設予定やあるいは総合体育館の塗装の工事内容に充当したいというような報告がありました。

ただし、この辺の考え方なのですが、教員住宅を予定していることについては、これは全く何ら障害の無い情報を白紙に思ったときには、期待したいし、歓迎したい、賛成したいのですが、昨年度、旧茂岩小学校のところの校長住宅、これは民間に払い下げをいたしました。

これは非常に新しい、まだ築年数年しか経っていませんでしたが、こういうところの距離感には確かにどこにどうなるか分かりませんが、教員住宅を予定しているということであれば、これらについての昨年度の民間に払い下げにしたことについての整合的な予算の使途はどうだったのかということをお聞きしたい。

まず、その件について質問いたします。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 旧豊頃小学校の校舎部分の解体の件でございますが、本来の以前の豊頃の小学校グラウンド跡地の将来構想というか、計画、土地の整備といいますか、その計画のことだというふうに理解をしてお話をさせていただきますが、そのところの今後の計画は、どういうふうになるのかということと、今回の小学校の校舎部分だけの解体のところについては、支障がないというふうに私どもは、判断しております。旧校舎の部分を残しておきますと、今、現在も例えば将来的には、公共施設が放火されたり、少年等のたまり場になったりするということがございますので、今、順次解体作業を進めているところの一環として、その部分があるというふうに考え

ていただきたいと思ひます。

土地の、再度申し上げますが、土地の将来の計画については、これと関係は直接ないというふうにて考えております。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 お答をさせていただきます。

2点目のご質問でございますが、旧茂岩小学校の校長住宅の昨年度の払い下げの関係と、今回、基金に積立させていただいて、新年度住宅を建設する関係でございますが、学校管理上やはり距離的な問題とかが重要視される中で、昨年の売り払いされた、払い下げされた旧茂岩小学校校長住宅については、やはり学校管理者として、学校施設の近くにお住いいただくことがよりベターであるという考え方から昨年度教員住宅としての利用については、適切ではないのではないかとということで、払い下げになっている状況であります。

次に、同じ基金造成事業で、新年度の予算計上を予定しております総合体育館の関係でございますが、現在の総合体育館、昭和56年に建築され、以来約30年間近く外壁等の補修、一部補修等は行ってきましたが、抜本的な防水塗装等がされていなかったために、非常にヘーベル製の外壁等に危険性も及んできて、そういう中で、この度基金を造成していただいで全面的な外装の改修を行い、災害時の避難所ともなっていることから、維持を進め施設の今後の有効利用といいますか、そういう形で進めたいという考え方で新年度予算でご審議いただきながら、外装、屋根塗装等も含めて行いたいという考え方でございます。

以上でございます。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 順序的にお聞きします。

まず、旧豊頃小学校の解体の件については、今年度の前段でもそうだったのですが、前期でもそうだったのですが、非常に老朽化した公の施設については、住宅もそれから他の施設についても、安全性ということもあるし、それから景観的な問題もあるし、そういうような意味合いから、いろいろと解体作業をして予算化している事実は事実として認めております。

ただし、私のお聞きしたいのは、解体することについての問題ではないのです。

そういう地域の方々が必要している、期待している地域、これは過去の執行者の答弁の内容をぶり返すようですが、あの地域はやはり歴史のある地域で、それで非常に将来的な住宅政策対策、あるいは民間でも含めて、その辺の住宅ゾーンとしては、理想ではないかというような議論をした、過去にございました。

ですから地域の人もやはり本町に住みたいという方々は含めて、当該の地域というのは、やはり整備されて今後期待を持てるのではないかという理想と夢をお持ちであろうと、今も私はそう信じております。

ですから、この事についての全体的な一歩踏み込んだ地域開発というものをどうあるのかなというところを、やはりこれは執行者、町長にお聞きしなければならない内容ではないかなこう思っております。

それから、今、教育課長が答弁説明していただきましたが、ふるさと基金振興としての基金を積立てることについては、私は何も異論ないのです。

それから総合体育館を行政報告で町長が触れておりました。

そのことについて、問題ないと思っています。

ただ、前段の私の質問の、なぜ昨年度、築後数年しか経っていなかった校長住宅レベルのその住宅を払下げをした。

そして、今後6月議会にこういうものを教員住宅を建築したいのだという、そういうことについての町民に理解をしてくださいと言っても、何か場当たりの的があるのかなど。

将来構想がそこにしっかりとやはり定着してないのではないかという不安を抱かせるような行政運営は、私はやっぱりこれは議会も責任持たないといけないし、そのことについての考え方もこれは是非とも執行者の町長にお聞きしたいなど。

でない今この課長、批判ではありませんよ。

ちょっと、ひねくれているかもしれませんが、校舎があって、その隣地に管理職の先生方の、あるいは教員の住宅があるというのは、これはベストです。

しかし、これだけ本町の状況の中で、若干なり橋を渡ったら向こうへ行ける、向こうから橋渡ったらこれるという状況の地域において、距離感の論議はしたくありません。

そんな無味乾燥な生産的でない話は、やはり必要ない。

いかなる手段を取っても、それについては、通勤、通学については、対策は私ができるものだというふうに今の時代だから私は、そう納得を町民や、あるいはそれを利用する方々は理解をしてもらおうということも一つの行政指導であり、そして節約財政の緊迫している状況の中でのそういう考え方というのは必要ではないかなというところの意識高揚や改革もしなければならない。

いわゆる平たく言うと、そういう指導をして理解を受けるということでない、私はならんではないのかなとこういう考えしておりますので、その件について一度町長からの説明いただきたいとこう思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 最初に、旧豊頃小学校の解体の関係ですけれども、ご承知のとおり、私の町には非常に公共施設の老朽化が進み、もう空き家になっているのが非常に目につく時期でございまして、過去にも早急に取壊したいという考えをもっていました、なかなか財政的に負担が掛かるということで、今日まで野放ししてきた結果でございまして、特に旧豊頃小学校のグラウンド、さらには今の学校跡地については、当初は、宅地分譲でもしたらどうだという話もありました。

しかし、宅地分譲はご承知のとおり別なところに、今、分譲地を設けてなかなか売れていない現状でございまして。

したがって、この取壊しについては、危険ですので取壊すとして、地域のためにあそこを開発するという事は非常に財政的にも、それから今までやってきたものもまだ手を付けて売れていない状況なものですから、また、さらにこちらの方で手を付けるというのは、非常に私としては、やはり町の財政を預かっている以上は無理かなという。

思い切って、あそこを農地に開発して、農家の方に売ってはどうかというぐらいの内部では考えているところでございます。

できるだけ町の財産を持たない、持てばどうしても管理・維持が掛かるという形で、今、豊頃小学校の解体に踏み切ったところでございます。

先ほど言った体育館の方は、まだ物が入っておりますから管理をしていきたいというふうには。

跡地については、これからまた総合開発計画等で十分内部で検討して、いい案があればしていきたいなど、また議員さんの方からも、それなりの案があればご提示していただいて作業を一緒に取組みたいなと思っております。

それから、ふるさとの基金の関係ですけれども、旧茂岩小学校の校長住宅、まだまだ立派な住宅ですけれども、教員を入りたいという教育委員会からの話もありました。

しかし、私は金を借りて建てておりますから、返って維持管理が掛かるのなら思い切って民間に売って、活性化図つたらいいのではないかとということで、ご承知のとおり600万を超える入札価格によって、今は民間の人が入っております。

今の基金を積んで、明年度に住宅を建てるとするのは、現在考えておりますのは、教頭住宅でございます。

現在、教頭住宅、大津も豊頃中学校も非常に老築で、もう築何十年も経っておりますから、当然建て替えるのが当然でございますけれども、今、大崎議員が言われるとおり、それならこちらの方に移って、こちらの方に建てればいいのではということだと思いますけれども、私もその考えについては、今振り返ってみればそうだと思いますけれども、去年はふるさと振興基金というものが全くでておりませんし、あくまでも私どもがやる場合については、それぞれ起債を受けて建てる考えを持っておりました。

今、前後しますけれども、茂岩小学校の方については、そういう形でお金を、入札で売りまして、借金は返しましょうということで、そういう形で整備をしたわけでありまして、その後、このふるさと基金に該当するような事業、メニューでもありましたので、それでは基金としてそのことも法的に認められておりますので、この施設と改修については基金を積んで即、来年、新年度で下ろして使いたいなというふうに思っております。

ただ、距離的には大きな町からみれば数キロしかありませんので、こちらに住んで向こうに通うことは、総合的判断からすれば当然かと思っておりますけれども、先ほど言いましたとおり、当時にはそういった地域活性化資金というのは、政府でも考えておりませんでしたので、これ私どもは、今までの積み残した事業を、この事業で取あえず早くしたいという考えも持っております。

もう一つは、田舎のいいところは、学校のそばに教員住宅があるということは、非常に子どもたちも安心する、また先生も距離はたいした距離ではないですけれども、近くに教員住宅があるということは、やはり田舎だからこそできるようなことかなというふうに思っております。先ほど言いました、豊頃中学校と大津小学校の教員住宅をなんとかして、建ててあげて先生方も近くからまた学校管理なり、子どもの管理をしていただきたい。

特に、最近では教員も私ども職員もよそから通うことが、生活圏が認められておりますので、非常に地元に住んでくれるというのが非常に少ない傾向になってきました。

そういった意味から確かに大崎議員の指摘のとおりだと思いますけれども、そういったその法律の前後がございまして、やむなく売ったと、そしてまた、こういう補助制度が出たものですから、そちらの方に今まで懸案事項であった私どもの事業を率先してこの資金でやりたいというような事情でございますので、どうか一つ、そういっ

た事情をご推察いただきまして、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 町長の今の答弁説明で、少なくともそういう時点だったというところの理解は、これはしなければならぬなとこういうふうに感じます。

ということは、今回の地域活性の生活対策臨時交付金というのは、予定していなかった資金だということの意味合いは分かります。

ほぼこういうことについては、行政報告で町長は政府のその生活対策だということのカッコして書いていますが、私は、これは生活対策というのは最終的になるのでしょうけれども、経済対策だというふうに捉えているものですから、そのことが各全国の市町村に政府がそういうようなことで、地域活性のための資金に使いなさいということですが、これはいただいたものは、行政の方で、各市町村で、自由に使えばいい内容の資金だと私は理解していますから、そういう意味から言うと当時昨年度、教員住宅を民間に払い下げをしたと、この時点については、やはり議会も間違っていなかったのだということをもう1回自問自答してそれについては納得したというような考えで私おります。

ですけれども、今後こういう政府が地域活性化直線的に即、昨日決定したら、今日がそういう作業が進むという状況でスピード感あるのですが、こういうものについては、本当に次回出ると思いますが、第4次総合開発計画の中に、今、触れましたがそういうものがあつたときには、できれば未行政というか未確定だったものを優先して今度やっていこうというようにひとつ配慮を、していただきたいとこのように考えまして、今後について大いにこのことについては期待していきたいとこう思いますが、もう一度駄目押しになるかもしれませんが、町長のそういう時点で総合開発の中で、何か直近で打合わせしたようですが、考え方をお聞きしたいなとこういうふうに思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今回の地域活性化の生活対策臨時交付金ですけれども、これは確かに町村に、枠配分的なものはいいただきますけれども、メニューが限定されておりまして、それなりのメニューでなければ、国、道が認可しないと。

それで私どもは、早急に今まで前倒しをしたもの、さらにローリングして延ばしたものをもう一度見直しをしまして、2億9,000万、実際にくるのは2億3,000万ですが、6,000万くらい単独で出してこういう事業を早急に取り掛かりたいと、今後も、もし、こういう事業があれば十分第4次計画を立てるときに、十分検討したり、また第3次のローリングしたものについては、優先的に建てていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●小野木議長 2項町税費。

3項戸籍住民基本台帳費。

4項選挙費。

5項統計調査費。

6項監査委員費。

3款民生費、1項社会福祉費。

2項児童福祉費。

4 款衛生費、1 項保健衛生費。

●小野木議長 6 番、大谷議員。

●大谷議員 このところで、1 1 節の需用費ですけれども、火葬炉修繕料というのをみておりますけれども、これも度々修繕されて延命治療というかさされて利用しておりますが、今回修理することによって、今後どのくらいもつのか、総体的にそしてどのくらいの年度で今後はもつというのか、維持できるのかということをお聞きしたいと思っておりますけれども。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 今回の需用費で葬斎場火葬炉耐久化事業ということで、火葬炉修繕料をみたら、1 0 5 万 8, 0 0 0 円の内容でございますが、これは、この度のやつは、ちょっと内容的には再燃焼炉という入口、さらに煙道、お話をすれば意味は分ると思うのですが、煙がこう行くのですが、そのところのレンガが一部もう外れているところがございます。

そこの修理として今回、この予算を計上したわけでございますが、今までのこの施設につきましては、昭和 5 4 年の 1 月に完成をしております、3 0 年を経過しております。

今まで拾った中では、平成元年の 6 月に火葬炉改修ということで、以来、中の台車だとか、そういうものを直してきまして、現在の皆さんも時々行かれるかと思っておりますが、現在の使用具合、さらに施設の耐久的なことにつきましては、私ども担当者としては非常に管理が良好にしているということで、年に必ず 2 回ほど建てましたシオバラというメーカーの方が保守をしているわけですが、その保守の方から聞きましても、つくった今までの中で、非常に管理がいいと。

それは一般的に言いますと、あういう施設はわりとジメジメするとか湿気の帯びているようなところがございます、太陽光線も入らない、ところが今の建っているところについては、周りの木も非常に簡素に切っておりますので、乾燥状態もいい中の施設の管理も全くいいということで、今後何十年もつかという言い方にはならないかと思っておりますけれども、5 年、1 0 年はもつのではないのかなというふうに考えております。

ただ、建替えるという考え方になったときは、ダイオキシン規制法というものが現在ございますから新しく建てる場合には、バグフィルターを付けるような形で相当な金額になろうかと思っております。

以上です。

●小野木議長 6 番、大谷議員。

●大谷議員 今後においては、5 年かそれくらい延びるといようなことですが、今後においては、建設するとなったら資金が非常に掛かってくる施設になるということでもありますから、将来的にはどのように考えているのかお聞きしたいと思っておりますけれども。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私は、以前にちょっとお話したことがありますけれども、私どもの隣の町、池田、浦幌、幕別でもある程度老朽化が進んでるようになっています。

したがって、正式に首長で同じテーブルで上がって、そのことについて協議したことはございませんけれども、できることなら 4 町での年間 6 0 0 はないかと今の

段階では、件数で利用するのは、そうしますと、どうしても広域で取進む形がよろしいかなというふうに私は思っております。

したがって、例えば大きな町でそういう施設を建てる場合について情報が入りましたら積極的に話を打ちかけまして、できることなら私たちの町も、その話に1枚加わるか、もしくは共同で広域でそういった東部でそういうものを真剣に取り組むか、今後そういう問題については十分検討しながら、また話を同じようなテーブルに上げながら検討していきたいというふうに思っております。

とうてい今、課長説明したとおり、これからの火葬場というのは、本当に近代的で金も掛かるし、私の町ではだいたい40体ちょっとですから、とてもとてもそういった形では、財政的負担が高すぎて無理かなというふうに思っております。

したがって、先ほど言いましたとおり、今後十分広域を踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 今後は考えていきたいということでございますが、実施計画までには数年掛かるというふうに思っておりますので、5年がうちの施設がもつとしたら、もうそろそろ話を進めなければならない時期にきているというふうに考えます。

すみやかに話し合いを進めていただきたいというふうに考えております。

その辺の考え方をもう一度、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今後十分近隣町村の首長と協議しながら、その話題を検討して、真摯に検討していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 この保健衛生費のところ、13節になりましょうか、31ページですが、委託料のところなのですが、お聞きします。

いいですか。

資源ごみの処理というところがございます。

現状、本町には分別をしまして、その地域の指定された曜日、時間にゴミステーションに各戸が持ち出していつているわけですが、現状はどういうふうに、この資源ごみについての考え方で、業者委託しておりまして、業者がその決められた曜日、時間に回って回収しています。

資源ごみの扱いについて、これはあくまでも資源になるものですから、本町では、現状どのような業者と、それから各戸が出している資源ごみについての料金的な発生はどのようになっているか、そういうものについては、現状がちょっと不認識なものですから、説明をいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 資源ごみの今のご質問は、資源ごみを住民が出して、最終的にうちの町の場合は十勝環境複合事務組合に入っていますから、そのウインクリンというところに入るまでのことを、ということで理解をしてご説明したいと思いますが、住民が、各曜日に、農村部であれば大型ステーションに1週間の中でいつでもいいですよというため方。

あと市街地については、曜日を決めてステーションに置く形。

それを委託された業者が、うちが入札を行って委託された業者が、安骨にあるリサイクルステーションまで持っていく作業をしていると、これで缶、ビン、その他もろもろ約10種類に分けられて、ステーションに置いてあるという状況でございます。

この量的な問題は別としまして、そこで集まった資源物が、1カ所につき、約トン数で言うと10トン、及び10立米の嵩の部分になっておりますから、それが一杯になりますと、今度ウインクリンに持っていく業者に10トン車で運んで行くと、それが年間で約7、80回、100回程で行く形になっております。

これが毎週というか1年間で繰返されている形になります。

それで、あと量的には、いろいろ今までの資源ごみの平成13、4年と住民に覚えていただいて、ご協力をいただいた結果、15年から資源ごみを集めだしましたけれども、最近やはり平成15年から平成20年の今になりますと、人口減もごさすけれども、だいたい横ばいの推移で、全体で搬出量は30トン前後が資源ごみとして集まっていると、そういう状況でございます。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 よろしいですか。

現状どのようになっているかということについては、今、説明どおりだと思います。

もう一つお聞きしたかったのですが、資源ごみというのは、今、課長の説明のように10種類ぐらいに分別しているのです。

私が、調査したところではというか、少し勉強させていただきました。

この資源ごみというのは、現在委託している業者、本町の業者にそれを回収してもらってウインクリンという中島の所にある会社に搬送しているのですが、この資源ごみというのは、あくまでも資源です。

豊頃町の町民が、それを利用した後に分別してステーションに、ゴミステーション各自が出した。

この物については、値があるのです。

これは資源ですから、次またリサイクルします。

このことがメディアでも発表されているように、中国にそのことがどんどん流されているというのは、これは一部分のメディアですが、放映されました。

ある十勝の行政では、この資源ごみだけは、町民に還元しています。

金額で。

これもデータ私いただきました。

年間にして、A行政町は、やり方がありますが、約25から50戸以下のところでのデータを参考に申し上げます。

1年間に3万円の還付金があることもいただきました。

これをどうなっているかということをお聞きしたいというのが1点です。

委託業者にそのまま、これはお金に換えられているのではないのかなと。

今、聞いたウインクリンですね。

そこへ搬送したら、それについての量と、それから重さですね、立米、トン、それから金属によっては、重量。

このことについて、換金されています。

これを本町では、やはりこういう財政的に厳しい町内会の運営をしているやに、私は聞いておりますので、それらについての還付金は、委託業者に右左ではなくして、

出てきたものについての町内会に還付するという、そういう考え方をすべきではないか。

こういうふうに私は考えますが、突然このことを質問しますと、全く考えていなかったらこれは納得するような答弁いただけないかもしれません。

それらについての考え方も1案として、私は提案したい。

資源ごみだけであります。

後、有料袋、買って出しています。

それから無料のやつもあります。

いうことの今後の、やはり豊頃町の廃棄物の扱いについての一環として、考えるべきではないかなとこう思いますので、この今、補正予算の中で、三角とか、あるいは補正予算を追加するという議論をしておりますが、それらについての問題提起を、私はしたいと思っておりますが、それらの姿勢についてお聞きしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 まず、委託者の問題について一つお話をさせていただきたいと思っておりますが、ここでみている委託料の17万8,000円、資源ごみ三角というのは、この委託者というのは、運ぶ委託者という意味でございますので、今、大崎議員さんが言われております、ウィンクリンに入っている委託業者とは違いますので、そこはご理解をさせていただきたいと思っております。

次ですね、入りましたウィンクリンに入りました資源ごみ、各町村が入って行きまされども、これについては、向こうが全てを入った物で、売れるものは売る、売れないものは売れないということで、トータルでの資源物を処理しているのが1市4町2村での現在の十勝環境複合事務組合に私どもが入らせていただいた結果のことでございます。

それと違う町村で、おそらく複合に入っている町村でも要するに町民に還元しているのではという部分のお話でございますが、それがあるのは、ございます。

それは一般廃棄物ごみ収集計画の中で、そこに環境複合事務組合に入れる量、自分のところで処理をする量というものを計画で5年ごとに改めています。

そこでの話でございますので、うちについては、全量を今の段階では複合に入れて処理をしていただく。

それで、一つこれは別な話になりますが、売れるものは自分の町だけで売って、有価物ですね、売れないものだけウィンクリンに処理してもらおうということになりますと、それは売れないものだけを今度集めて処理しますから、うちの町だけのことを考えますと負担金は今度高くなるわけです。

今、現在は全て有価物になるものも、売れないものも全て資源物としてウィンクリンに入らせていただいて、そこで処理を全体でやってもらっているわけです。

それが、今度、売れるものだけは売ろうと、極端に言うと、アルミ缶は売れます。

アルミ缶だけ、うちは抜いて、これは売って町の財源にすることは、できないことはないのです。

ところがそれをやると、売れるものが行きませんから負担金で、豊頃町、今回は負担金で載っていますけれども、リサイクルプラザだけで800万ぐらい払うわけです。

これは町民が出したものを、払うのですけど、この中に有価物があるのです。

大崎議員さん言われたとおりなのです。

ところがそれは、売れるものと売れないものも全部混ざっていますので、ですからその相互の計算でいきますと、還元することは非常にいいことだと思いますし、問題は環境整備を含めて、例えば道路掃除をした、それからごみ缶を拾ったということで、町内会に環境美化のことで、補助金なり、そういうものが交付金として出す方法は、私どももいろいろ勉強しておりますけれども、今の段階でどちらが、経費が掛からないかという答えとして現在はこういう考え方でやっております。

ご理解をお願いします。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 この件については、やはり検討する余地ありと、私は思っております。

なぜかと言うと、今、説明受けました中においては、私の手元にある資料等では複合事務組合に加盟している町村ですから、これはそういうものについても一つのマニュアルとして、検討すべきではないかなとこういうふうに思います。

それと、もう一つこれは、今、説明受けた中でも、町内会によっては小さな団体と言いますか、例えば少年団、そういう方々が年間に1回、子供会を中心としてそれを回収しています。

これを町内の古物商といいますか、産業廃棄物の回収業者にそれらをまとめてお持ちになって、それをその運営資金にしていると、たいした金額でないのですが、そこにはお金ではないのです。

直接的に関係ないかもしれませんが、子どもたちに対するごみといいますか、ごみになってしまうような廃棄物をどう扱うかというところの教育の一環だと私は理解していますが、そういうことで捻出した資金を運営資金に使っているという、そういう実態もやはり理解しておくべきではないかなとこのことで、私はここで結論を出せという話ではありません。

そういうものを今後やはり一体となって、地域の活性化、並びに繁栄ということを考えて、びびたる金額であってもそれらについては、もっともっと複合的な教育材料が含まれていますので、そういうことも町民に意識高揚を図ると同時に、進めるべきでないかなとこう思いますので、そのことについての姿勢といいますか、考え方について町長にもお聞きしたいなとこう思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、ごみの処理については、先ほど課長が申し上げましたとおり、全くとごみと、有価物と区分して出しております。

特にこのウインクリンに出している資源ごみについて、私もこの会社の同じ屋根の下に住んでいましたので、多少認識はしております。

今、帯広市を始め何町村か、有価物として出しております、そこで数億円の利益を上がった場合については、掛かる経費から例えばその分だけ帯広の事業課の方とウインクリンと協議した。

そして維持管理費をその余分な有価物として出たものから引きまして、その残りの経費を各町村ごとに案分して、経費を出しております。

したがって、今、課長が言ったとおり、そこに全く有価物を出さなければ当然ごみの量がクリンセンターが浮きますので、料金としては、また別な形で高くなるかと思えます。

今、大崎議員が申し上げました、少しでも有価物は町内で処理して、町内の子どもたちという案もあると思いますけれども、それはそれで結構かと思えますけれども、どちらが高いかどうかの積算はなかなかできない形でございます、あくまでも私どもは、ウインクリンの構成1町として、やはりきちとごみを整理して出して、そこで上がった利益を維持管理費から引いてもらって、負担金を納めているのが現状でございます。

また、子どもたちが町内に、私の栄町でも集めてきておりますから、できるだけそういうときは、そちらの方にごみに協力してだしてますけれども、ごみというか資源としてだしておりますけれども、普段ないときは、どうしても分別して出すという形で、ただ、ご承知のとおり、儲けるといふか、子どもたちは別として、少しでも安ければいいということでもありませんし、あくまでもやはり地球環境を考えたり、将来の子孫にごみを残さない方法ですと、できるだけリサイクルするのが当然だと思います。

今後、こういう形でまたよその町村でも、そういう形をとっているということですから、担当課の方は十分覚えていると思えますけれども、再度検討しながら、今の現状をそのままやった方がいいのか、また、多少こういった資源ごみを、地域の子どもたちに積極的に行政が加わっていったほうがいいのか、十分検討しながら前向きに進みたいというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

●小野木議長 2項簡易水道費。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

32ページ、5款農林水産業費、1項農業費。

説明。

金川産業課長。

●金川産業課長 説明第1号であります。

予算説明書をお開きいただきたいと思えます。

予算説明の事業説明書の中で、上から5段目でございますが、それぞれ説明という欄に第1号からふってございます。

そこの中の明渠排水管理事業でございます。

本町は、ご承知のとおり十勝川の最下流に位置し、地下水も高いことから、湿害防止対策として農地の排水対策が重要対策となっております。

このため、本交付金を活用し幹線明渠排水の整備を行い、農地の排水性の向上を図るものであります。

予算説明第1号にあります明渠排水管理事業、整備内容は、明渠内の土砂堆積撤去、排水施設補修、排水法面補修などで、整備箇所は統内東34号明渠他、事業位置図は次のページを開きまして、1ページから4ページまで位置図を付けてございます。

この箇所について施工するものでございます。

これらに整備に掛かる事業費は、1,700万円となっております。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 質疑はありませんか。

5番、大崎議員。

●大崎議員 非常に勉強不足で、一つご説明いただきたいのですが、今回はこの説明第1号を見ますと、明渠排水ということで、本町におけるこの今説明あった河川の右岸左岸と言った方がいいのでしょうかけれども、特にこの十勝川沿いに近い地域ということ特定しますと、現在までの明渠の対象としたいという構想の割合からみまますとこれを含めて実態として、手を掛けたというところのおおよその明渠事業についての確率といいますか、その達成率といいますか、それはどの程度と判断したらいいのかその辺ちょっと参考にお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 非常に難しいご質問でございまして、明渠排水というのは、随時それぞれ周期をもって維持を管理させていただきますし、大雨時等については、土砂埋塞が激しい箇所については、緊急的に整備をさせていただきます。

特に、平成18年、集中豪雨がございました。

それによって、今、施設課の方では、道河川、国河川、そして中小河川の整備をやっていただいておりますし、その時に合わせて、かなり災害の方で明渠の維持管理をさせていただきますところであります。

今回、ここに上げてございますのは、周期的にどうしても維持管理をしていかなければならないところ、それから我々が見て、埋塞が激しいところ等、重点的に整備をしていきたいというふうに思っております、おおよそ私の観測で申し訳ございませんが、ここに挙げているのは幹線明渠の3割程度というふうに認識しております。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 もう1点これに関してですが、1,700万という予算の提案でございしますが、これについて受益者の負担というのはどのようになるのでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 あくまでも数戸以上流れる明渠という形で考えてございまして、それぞれ受益者負担は発生をしないということでございます。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 このことについては、繰越明許費になってございしますが、実施時期というのはどのように考えておられるのでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 実施時期でございしますが、河川と違いまして、小排水それから小明渠等もございまして、現在の降雪の中では、融雪後というような形で考えてございませぬ。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 環境によって速やかに進められないということは理解はしますが、やはり地域の活性化対策資金ですから、スムーズに取組まれるようお願いはありますが、その辺はいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 お話のとおりだと思います。

それと、春耕期というものを控えてございしますので、できるだけ農耕に影響のない

ように、できるだけ早く実施をできるところはしてまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 2項畜産業費。

3項林業費。

説明。

金川産業課長

●金川産業課長 説明第2号でございます。

森林管理用道路整備事業、現在、豊頃町の山林では、伐採期限を迎える人工林が多く、林道、作業道は、これら木材の搬出路として、また、間伐等の管理用道路として重要な役割を果たしているところであります。

これら林道沿いには一部灌木が繁茂していたり、枝が垂れさがったり、また、砂利が薄くなったりしている箇所もあり、本交付金により整備を行うものであります。

事業内容としては、林道、作業道の維持補修、砂利敷き、沿線支障木伐採、枝払い等で、事業箇所は礼文内線ほか位置図5ページの箇所となっております。

これらに整備に掛かる事業費は、1,000万円となっております。

また、これらの整備時期でございますが、できるものについては、3月から開始をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 4項水産業費。

7番、長谷川議員。

●長谷川議員 この中で、水難救難所設備運営事業として、40万ですか、みているわけですか。

これは説明を、どのようなことか説明をお願いします。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 ご質問の水難救難所設備運営事業でございますが、これにつきましては、可搬式小型ポンプを新たにというか、更新でございます。

これにつきましては、可搬式ポンプについて、それぞれメンテナンスを行っておりますが、どうしても使えないということで、今回更新をさせていただきたいということでございます。

●小野木議長 7番、長谷川議員。

●長谷川議員 これは、消防の、消防団ございますね大津に、今度、分団になるわけですが、これと同一のものと考えていいのですか。

それとも、あくまでも水難所の物として、あれするということでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 あくまでも、水難所で設備をしているものでございます。

●小野木議長 7番、長谷川議員。

●長谷川議員 これは、課長にお尋ねしても無理なことかもしれませんが、地域の事情としましては、消防の組織がございまして。

それから、水難海難防止ですか、これの組織もございまして。

これは非常に似た組織と言いまししょうか、ですすね人間、消防の団員も、それから水難の方の団員も、またがる人もたくさんいるわけですがけれども、またがらない人もたくさんいる。

それで、やることと言いましょうか、仮に水難があるとしますと、そういうことがあってはいけませんけれども、もし、そういうことがあったとしたら、そのための準備ですから、そうなる当然、その人方でなく消防の人も出ますし、地域の人こぞって出るわけです。

そういう組織が、似たような組織が二つあるということでの矛盾点があるのです。

ですから、その辺はやはり町が、それこそこういうようなお願いもされるわけですから、町が主体となって、やはり矛盾があるということは、やはりスムーズにいかないということもありうると思うのです。

ですから、なるべくそういうことがスムーズにいくように、一つ組織の中の見直しといいますか、そういったことも含めて、こういうふうにポンプをあれするということだと、そういう機会があると思いますので、その辺も含めて指導していただきたいというふうに思います。

その点について、どういうふうにお考えでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 長谷川議員、言われるとおりにそれぞれ消防の役割、それから水難所の役割ということで重複している点もあろうかというふうに思っています。

ただ、水難救助ということで、それぞれ十勝、大津、それから大樹、広尾という形の中で、その三つがそれぞれ水難救助の役割ということで、それぞれ訓練もなさっておりますし、水難救助に係るそれぞれのいろんな補助体系もあるわけでございます。

これらについては、ちょっと補助体系に今回係わってございませませんが、そういうこともございますので、できるものであれば両系統になるかもしれないませんが、それぞれ整備にあたっては利用できるものは利用していただければというふうに思っておりますし、水難救助という特殊性からそれぞれ、また訓練等をお願いをしたいというふうに思っております。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 関連なのですが、水産業費の中に、ただ今提案のやつですね、長谷川議員も質問している内容ですが、2,000万の内訳というのは、これでは分かりませんが、この提案の中で2点ほどお聞きします。

種苗中間育成施設の新築ということと、このことについて、現状の中間育成施設があるというふうに私は確認しておりますが、その現状はどうなっているのかということと、それから新築するということになれば、これは非常に提案の仕方では、私もこれ気にするところなのですが、どこの部分に新築するのかということの計画まで、きちっとしていなければ、そういう図解も、位置図、そういうものもやはり添付すべきでないかというふうに思いますが、そういうことについての、どの位置に建てられるのか、ということをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 種苗中間育成施設でございますが、現状からまず最初にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

現在、種苗中間育成施設につきましては、現在、取水施設等が毎年目詰まりを起こし、一時取水不能に陥ったり、濾過器の濾材の交換等が頻繁に行わなければならない状態でございますが、現在、マツカワですとかクロソイというものを飼育してございますが、一時的にやはりポンプ等を止めなければならない。

そして、なんとか取水施設の目詰まりを解消しないとならないということで、常時緊張感を持って飼育施設の管理にあたっているところでございます。

これらにつきまして、それぞれ今後整備要請を抱えている、整備要請があったところでございますが、今回の交付金でなんとかこれらが一挙に整備できないかどうか、漁協の方から要請がございまして、浦幌町、豊頃町それぞれなんとか協力しながら、できればこれらの施設整備に補助をしてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

それと合わせて、今、前浜資源の増大ということで、マツカワ・クロソイをやっておりますが、マツカワについては、近年どんどん資源量が増えてきている、それに伴う価格が安くなってきているという面もございまして、昨年大漁祭りの際に一時畜養しながら暮れの12月に販売をし、価格の安定化にも繋がっているという側面もございまして、できるものであれば、これら施設を利用しながら一時畜養というものも考えながら施設の能力アップも図りたいという考え方を漁協の方では持たれています。

施設の建設位置でございますが、現在の施設はとりあえず本年度すぐ、平成21年度には使えるようにはなりませんので、すぐ隣接地に設置をしていきたいという考え方でございます。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 現状の中間育成施設についての説明がありました。

私は、この大雪が断続的にありましたが、この大雪の時点で翌日その地域を自分なりに見てまいりましたが、今、課長が説明あったように取水する施設が停止しているということになると、現状は中間育成施設としては、生きておりません。

また、当然降雪の後に行きましたが、除雪はできておりませんから一見してこれは死に施設だとすぐ分かったのですが、こういうものについての、やはり行政の担当者として、やはりそういう神経を十分に持ってもらわないと私は生きた施設と言わざる、そういうものになっていないということを言わざるを得なくなってくると思います。

ですから、せっかく公費を投入した施設を生かすということになれば、それらの対応を迅速に私はなすべきではないか。

非常に厳しいことを言いますが、余りにも怠慢すぎるというふうに、私は言わざるを得ない。

それから、マツカワを中間育成しているということですが、マツカワのカレイの現状を私は聞いているわけではありません。

で、あればマツカワしかできないのかということに次に疑問と課題が必ず、民間の感覚では出てきます。

その辺が非常に私は甘いと思っております。

それから、今、提案されている位置は、隣地と言ってもどちらの隣地になります。海側には、通路がありますから船着きの船路側には建てられません。

その今の施設の左側ということになるのか、あるいは奥まった方になるのか、そういうものについても明確にやはり検討ができていない。

そういうようなことを指摘をせざるを得ないわけです。

そんなものですから、今後については、これらについての後ほど私触れますが、繰

越明許についての性格上というのは、どうあるべきかというのをお聞きしますが、こういうものを迅速にやるからこそ経済対策、あるいは生活対策ではないのでしょうか。

その資金ではないのでしょうか。

私は、そういうふうにはやはり緊迫感を持って対応しなければ、議会に提案する内容としては、非常に何と言いましょか、これ以上のことは言いませんが、いかななものかなというふうに思います。

特に、現状の中間育成施設について復活させるということ我希望しますし、それから今後についての新築については、実際に何を中間育成の種類のものをするのかというところも、明確にやはり今の段階ですべきではないかなとこう思いますので、とりあえず現場担当の課長にその辺の協議中であれば協議中であるということでも結構です。

あるいは、無いというのであれば無いで結構です。

そのことについてのやはり評価がされてくるというふうに感じますがいかがですか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 現状でございますが、現期間については、マツカワ等が放流されておりますので、冬期の間については、飼育をしていないということで現在除雪もされていらないというふうに思っております。

その辺で、それぞれ施設の見回り等管理がございますので、その辺があれば私どもも指導徹底をしたいというふうに思っております。

ただ、冬期間については、今、飼育されているものはないということでございます。

マツカワ等も、それぞれ厚岸の方から入りまして、秋までには放流をしてしまうということでございます。

それから現在は、マツカワが1万6,000匹、それからクロソイが1万2,000匹、それとクロガシラが19年度の資料でございますが、330万粒ということで飼っております。

今後につきましても、クロガシラ、クロソイ、マツカワ等を基本にしながら飼育をしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、今現在、十勝管内の増養殖の関係では、マツカワ5万匹体制ということで、それぞれ広尾等でも、それから大樹でも放流をしております。

現在は、マツカワ等を中心に増養殖の方を考えたいというふうに思っておりますが、これらについても再度、今後の事業展開等を含めまして、漁協の方と打合わせをしていきたいというふうに思っております。

後、施設でございますが、今ちょっと配置図が手元にはございませんが、配置図について、今手配しておりますので、もう少々お待ちいただければというふうに思っております。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 配置図その他については、今、担当者が取りに行っているということについては、良としますが。

私は、2,000万という予算を提案する場合に、これは建物でありますから、あ

るいは一部設備も入りましょう。

このものについての、掴みの金額というふうにこれを議会に理解しなさいと言っても、どうでしょう無理ではないでしょうか。

やはりきちっと精査して、図面と配置図、あるいは内容等のレイアウト、そういうものを明確にやはり示すということでなければ、ご理解いただきたいだけの口頭では理解はできませんですよ。

そうと思いますが、いかがですか。

●小野木議長 暫時休憩します。

午後 1時23分 休憩

午後 1時27分 再開

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 図面急遽お配りをいたしまして、申し訳ございません。

旗上げもしてございませんので、非常に見づらいと思いますが、上段の方に黒で潰したところ、四角く潰したところ、それからその上に小さく白くなっているところが伺えます。

今の港の航路の方でございますが、漁協の施設から南側に向かったところでございます。

ですから、白抜きのすぐ横に新たに設置をするということでございまして、現在施設の金額でございますが、ここにはこれらの養殖施設、それからサケのタンクの更新ということで、上げさせていただきまして、これら新たな施設については、1棟200平方メートルの施設を設置をしたいという考え方でございます。

そして、総体のサケタンク更新と合わせまして、4,447万9,000円ということでございまして、内タンクの更新については、837万9,000円ということでございます。

そのようなことで、大津漁協では計画をしているというところでございます。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 質問が、この件については3回行いましたが、希望としまして、これ以上この件については、質問いたしません。要望としては今後こういうものについての提案は、事前にやはりそういうものを作成して、提案していただいた方がよろしいのではないかなということでこの件については、質問終わります。

●小野木議長 先に進みます。

6款商工費、1項商工費。

説明。

金川産業課長。

●金川産業課長 説明第3号でございます。

農林水産物物産直売関連施設整備事業、茂岩入口の物産直売所については、平成18年度から周辺整備を行い、平成19年度から直売会として豊頃町の食・物産を販売をしているところであります。

現在の施設では、大変狭く、簡易トイレしかないため商工会並びに物産直売会から整備の要請を受けていたところであります。

このため、本交付金を活用し、予算書6ページから7ページをご覧いただきたいと思いますが、事業内容として新たに店舗と屋外トイレを設置するもので、路盤周辺整備を合わせて総額2,237万6,000円の事業費となっております。

7ページをご覧いただきたいと思いますが、店舗部分でございます。

これまでの店舗から食事部門・軽食部門を移動し、食事の数を増やしながら屋外テラスと書いてございますが、屋根付きの屋外テラスにテーブル等を設置し、軽食等が楽しめるようにしてまいりたいという考え方でございます。

これら店舗面積は、テラスを含めて91平方メートル、約27.5坪であります。

7ページの下段のトイレは、男子小便器2器、大便器1器、女子便器2器、それから多目的障害者用が1カ所の施設で、面積は23.18平方メートル、約7坪となっております。

これらの汚水処理につきましては、合併浄化槽で対応してまいりたいと思っております。

また、旧店舗部分についても、一部鮮魚等が販売できるように改装を行うこととしております。

また、合わせて周辺につきましては、それぞれアスファルト廃材等の薄くなっているところ、それからあと凹凸があったり、あと周辺に花壇等の整備だとか、そういうものを合わせながらやってまいりたいというふうに思っております。

これらの施設整備につきましては、一部3月に発注をしながら、なんとか早期に完成を目指していただきたいと思いますが、今の工期の予定では8月中旬に完成という形で考えております。

これら管理につきまして、店舗部分については、今までとおおり直売会等で管理をしていただきたいと思ひますし、トイレにつきましても清掃、それからシャッターの開け閉め等については、直売会の方でお願いをしたいというふうに思っております。

ただ、電気、水道、浄化槽管理、消耗品等は、町費で負担をしたいという考え方でございまして、できれば新年度で補正をしてまいりたいというふうに考えております。

これらの契約の方法は、指名競争入札で行います。

以上でありますので、よろしくご審議願ひます。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 先ほどから、続きまして今度同じ産業課なのですが、今度はこのようにやはりきちっと配置図を付けていただいて、店舗、トイレの面積や設計図も付けていただいて非常に分かり易い。

分かり易いのですが、一つお聞きしたいのは、昨年度、これは商工会としても、あるいは商工会に加入している会員の皆さんも努力して約650万円以上の土曜、日曜を含めて即売をしているご努力を評価されているからこそ、こういうような計画が随時進んでいくことになったのだらうと思ひます。

ただし、この店舗建設についての新店舗ですね、昨年度、担当課長にお聞きしますが、現在の即売店の増築部分、改修部分、これについては、まず、おいくら掛かったかということをお聞きします。

それから、この位置図を見て、アバウト的には分かりますが、詳細的にどの部分にトイレができるかということについての考え方。

これは、この図面には載っていませんが、現在分かり易く言ひますと、コココーラ

の自販機のあるエリアに旧来トイレがありました。

これは解体、事情があっていたしました。

現在は、トイレが無いということのいろんな希望や苦言があったから、このことについてのトイレということを考えられたと思うのですが、この場所で本当に利用者が利便性を満足できるか、あるいはクリアできるかというところの疑問があるのです。

こういうところの検討をしっかりとできたのかどうなのか。

ましてや今、この管理は店舗を出している会員の方で行ってもらおうということを行っています。

これは、夜はオープンですか。

24時間オープンか、それとも店が閉店したら土日しかやりませんよこれは。

店舗は。

そういうところの全体的な検討を、されているのかどうなのかというのが、非常に疑問に感じます。

その辺の経過と、それから、もしそういうような質問に遭ったら、こういうことが回答できるというようなものがあれば、まず、最初にお聞きしたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 まず、現状の施設の直売所の増設工事の費用でございますが、17万4,000円でございます。

それから、施設の配置図等について現況等、それから道路の位置だとか、ちょっと分かりづらいのかなというふうに思っております。

これにつきましては、既設店舗と書いてあるのが、現在、物産販売所でございます。

それから、その下に新たに店舗を増設すると、既設店舗の図面でいきますと上の方に東屋等がありますが、その上手ということで、新設をしたいと。

あくまでも、これら店舗等に寄っていただくお客様のトイレということで考えておりまして、できるものなら店舗にもご利用いただきたいという考え方がございまして、できるだけ奥に配置をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、トイレにつきましては、ソフトクリームが毎日やっておりますので、5月から11月につきましては、できるものであれば毎日開閉をしたいと。

ただ、それ以上夜間の管理については、今のところまだ詳細は、はっきり言って詰めてございません。

できるものであれば、本年につきましては、これら店舗の営業時間等に開閉をしたいという考え方でございます。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 予算的に、これは配分を、こうちょっと見てみますと、トイレが1,000万くらいですね、それから店舗が800万代であります、店舗30坪弱です、これね、91平米ですから。

そういうようなことから、こう想像しているのですが、その今の場所をですね。

現在、私は検討をしてもらいたいという希望を申し上げます。

ここには載っていませんが、バス停があります。

バス停ということは、バス待合所があります。

ここのお客さん、利用者から昨年度も、いろいろと希望がありました。

現状ご存知かどうか分かりませんが、大小利用しております。

用足しの。

それで、毎回そこを利用する人が、ほうきまで持って行って、バケツまで持って行って、ゴム手袋を持って行って掃除したのです。

そういう実態はご存知かどうか。

それは、トイレが無かったからです。

それから夜間駐車している民間の大型トラックや、あるいは業務用トラックでしょう。

全員それは緊急事態が起きた場合には、男性はそこで用を足しちゃう。

したがって、トイレはこの位置からいきますと、たぶん山の今の、即売所から行きますと北側にずっとこう入るのだろうとこう思います。

この辺の検討を私が決めるわけにはいきませんので、できうれば、再考を願いたいと思いますが、それらの考え方について、予算は予算でこれは理解したとしても、これらについての考え方、配置、そういうものもやはり慎重に、そして利用者の立場に立ち返って決めてもらわないといかないのではないかなと、それが一つ。

それから、最終的にここの全体の利用、このゾーンの利用計画を短絡的に出すのではなくて、思いついた的に場当たりのやるのではなくて、総合的に豊頃町の顔でありますから、ましてやチャレンジャーショップだとか、アンテナショップということからスタートして、ここに道の駅をという構想を打ち上げている以上は、そこらの寄合いの建物をちょこちょこやるというようなことよりも、壮大なやはりプロジェクト的に考えて、提案すべきでないかと思っておりますので、その辺の考え方と、これは担当課長もしかりですが、行政を担当する町長の考え方もしっかりお聞きしたい。

このように思いますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 最初にトイレの利用等なのですけれども、実際この店舗がありますので、店舗を利用される方を中心にトイレの位置を決定させていただきました。

特に、以前にも道路脇の方で、車が常時夜遅く止まるところに置いときましたので、非常に利用客の利用が悪いというか、だらしがないというか、年間ご承知のとおり100万近く維持管理、物は投げる、汚す。

しかし今回は、利便性のみを考えれば、そういう方を中心に置くのか、観光で売店を利用される方のトイレを主として置くのかという判断を苦しみましたが、最終的には、あくまでもここの売店なりイベント等で楽しめる方を中心にトイレの位置を考えました。

したがって、議会側の判断として、トイレの位置をもうちょっと別なところいう形であれば、再度また、商工会のそういった関係者と協議いたしますけれども、現在の段階では、この辺が一番適切だろうという形でありますし、どうしても冬期間、それから夜遅い時間帯については、今の段階では施錠して使用できないような形にしようかというふうに考えております。

本来であれば、フルタイムで利用させればよろしいのですが、非常に維持管理等について苦慮することがありますので、今の段階ではそのような考えを持っております。

また、この地帯総合的にものを判断すべきというのは、本当にごもつともだと思

ます。

ただ、当初は道の駅という旗揚げをした形で、開発、土現に協力をしていただいたという経緯がありますから、事業の進み具合によって、面積が増えたり、また、思うように伸びなかったのが現状でございます。

したがって、なかなか総合的判断で図面を描くのは、相当の額を単独事業でも投入すれば別として、やはり国、道の事業の推進によって、決まるものですから、なかなか思うようにいかないこともありました。

また、ここに、ご承知のとおり、民間で一部土地を持っている方がおられて、その方につきましては、ようやく相続やら手続きが完了しまして、町が購入することに決定しましたので、全体的には町の持ち物になりましたので、今後また大崎議員が指摘するように総合的な判断、これからどういう事業展開をしていくか十分内部でも検討して、できればそういった判断が決定した段階でまた青写真でも出して議会の各議員さん方にも、何と云うか、協議を得ながら進めることもできるかなというふうに思っております。

今の段階では、こういう形でありまして、本来的には、道の駅という形を正式に取って、1億なり2億を投入して、すればいいのですけれども、なかなか本町の財政事情、また集客等を考えると、どうしても今の段階では継ぎ接ぎみたいな形になっておりますけれども、将来を見たりまた身の丈に合ったような形、店舗を出したけれども客が来ないということになれば、また大変ですので、それぞれ状況に合った段階で商工会と協議しながら、進めた方がいいかなというふうに現在判断しているところでございます。

したがって、今後こういう形の場合については、また内部なり関係者等々に協議しながら事業展開を進めたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

●小野木議長 8番、津久井議員。

●津久井議員 今回の町長の答弁の中にありました、店舗を利用した方に利用してもらうトイレだということですね。

そうすると、今どこのドライブインでも、コンビニあたりもそうなのですけれども、この店舗とトイレというのはくっついているというのは、常識ですね。

そこへ入ってもらって、買い物をしてトイレをします。

これが常識になっているわけですから、その辺も考える余地があるのではないかなというふうな気さえます。

それから、既設の店舗がありますけれども、この店舗となぜくっつけられなかったのかというのちょっと疑問に感じるわけですが、やはり一連のこの施設であるわけですから、これもやはりくっつけてやはりお客さんが回って見られるような状況をやはりつくるべきだというふうに思います。

その辺についても、考え方があればお聞かせを願いたいと思います。

それから、あそこの出入り口ですけれども、我々もちょっとあそこへ入って行くのに考えながら、道を探しながら入っていくというような状況にあるわけですが、あの辺の出入り口を直すと言いますか、整備するというような計画はないのでしょうか。

あのままでは、なかなかお客さんが入りにくいというのが現状ではないかというふ

うに思われます。

どうでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私は、先ほどもちょっと言いましたけれども、トイレの場合については、できるだけ店舗を利用される方、ここに集まる方を中心に店舗の利用を考えた、時間帯を考えたわけです。

それから場所については、現在の店舗よりそんなに奥に、メーターで言っても20メーターくらいですね。

ですから本当の広場の横ですから、そんなに違和感はないかというふうに思っておりますけれども、ただ例えば、例を出せば鹿追あたりは、店舗の横にトイレございませうから、あれあたりは1億以上掛けております。

ただ、議会の皆さんトイレが必要であって、きれいにせいということであれば私も積極的にやるけれども、トイレというのは、きれいなきれいな程、維持管理経費が掛かるものですから、最小限でこのくらいは必要だということで、今回の活性化事業に乗った事業でございまして、特に最近のトイレは、障害の持った方についても配慮しており、どうしても金額が張る形になっているわけでございます。

したがいまして、本来であれば店舗もトイレも24時間オープンしていけばいいのでしようけれども、そういった維持管理も、その店舗を出している方々が自ら自分達で清掃するという形で、どうしても時間が限られるということで、多少規制を受けるような形になると同時に、深夜休憩する方については、トイレ利用できないような状況になっております。

これらにつきましても、これから十分検討しながら決めていきたいと思っておりますけれども、今現在の段階では、ある程度の時間になったら閉めていきたいと。

それから冬期間については、やはり、閉めざるを得ないかなというふうに考えております。

以上でございます。

取付け道路につきましても、これは担当課の施設課でも産業課でもそれぞれ一体となって、道や国の方にいろいろと協議を重ねておりますけれども、非常に立地条件があそこはあまり良くない、そして土地も町道が入ったり、道の道路が入ったり、国道がまたちょっとあそこ入っております、今後どういう形になるか分かりませんが、積極的にまた私も陳情しながら、1日も早い実現に向けて頑張りたいというふうに思っております。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 既設店舗と新たな店舗のある程度くっつけた方がいいのではというご意見でございますが、これらについても今日いろいろ議会の方でご提案をいただいております。

十分、商工会並びに直売会等、今現状は雪の中で我々もアウトラインを書かせていただきましたが、正式には雪溶け後、大至急工事を進めてまいりますので、これらについて利用者側、それから売店側にとって、十分それぞれメリットの合うようにやっていきたいというふうに思っております。

●小野木議長 7番、長谷川議員。

●長谷川議員 こういう施設ですから、いろいろ検討されてそれについては知ってい

ます。

でも、億の金を掛けて道の駅をつくる、こういうことも大事かもしれませんが、それに見合うものが出てくるかということも当然考えなきゃならないと。

ですから、徹底してお金を掛けないのなら掛けない、そして身勝手な話ですけど、町外から、それこそサケですとか、農産物の魅力で来て貰うようにするとかですね、そうしたきちっとした方向性をつける。

ですから、お金を掛けないのですから、そんなにリスクを背負わなくても済む。

でも、トイレを整備してあげて、あれをするとかですね、そういうきちっとした方向性が必要ではないかと思う。

今度、ここに既存の店がある、新しく店舗つくりますね、これはどっちかというところと食堂と言いますか、その食事をするような施設になるというふうに説明を受けました。

それで、今既存の店の中で努力をしていただいている人がおります。

この人方がいなければ、この店舗は何にもならないわけです。

ですから、この人方がいかにここで、それこそ商売をしようというような意欲を持てるかということを考えてやらないといけない。

建物も確かに大事ですけどもそれを側面から商工会の力を借りるなりして、やっているでしょうけど、私はある意味では一番不安を持っております。

その人方が、今、既存の人方が、辞めていかないかというような不安を持っております。

そうすると何にもならない施設になります。

ですからその中で、むしろ商工会の人方に頼んで、なんとかやっていただきたいというようなことに、なりうるかもしれません。

そういう心配があるのではないかと、私は、これは私の考えですけど、そういう心配はないのか、そしてそれは今後のことだから分かりませんが、そういうことが考えられないのかどうかについて、心配をしていないのかについて、お伺いいたします。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 直売会については、毎年度それぞれ加入していただく方を募集をしているところでございます。

そういう中で、長谷川議員言われるとおり、食事の部分については、新店舗という形の中で、既存の方のそれぞれ会員の意見を聞きながら、こうあった方がいい、こうあればもう少し便利だということで、それぞれ商工会と直売会の方との意見を聞きながら整備を進めているというところであります。

それから既存の方でも、今後メニューを増やしたいという形の中で、このような設計をさせていただいているところであります。今のところでありますが、そういう途中で辞めたいというような意向は聞いてございません。

●小野木議長 7番、長谷川議員。

●長谷川議員 そのことはですね、やはり店舗を運営していただくと言いますか、それに参加していただく人がなければできないことですから、やはり大事なことだと思いますね。

それで、そのためには、やはり建物も確かに大事でしょうけど、例えば、一つのこれ私の考えですよ。

立地を利用して、思い切って町外から来る人は、すぐ上にパーク場がありますよと、これは町内の人からもパーク料金を取っているわけですから、一気にただにするというわけにはいきませんが、将来的には、豊頃町のパーク場はただですよと、その代わりそこで何かを食べてください、何かを買ってください、というそういうことも一つの方法論なのですよね。

そういうことで、行政の方も何かいろいろ考えてサポートして行って、やはりお互いに町もその人方も良くなるような方向性を見つけていただきたいということを強く要望して、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 これら施設整備をしまして、2年間経ってきたところでございまして、今年度こういう交付金を利用しながら、それぞれもう少しグレードアップしたい。

そして、直売会とは、それぞれ度あるごとに、それぞれ打合わせをさせていただいておりますし、直売会の方でも、雇用をとということで、新たに昨年からは、土・日でもあります、雇用者を抱えてやっていただいております、それぞれ毎年工夫をしながらやっていただいているところであります。

それから長谷川議員が言われる、町外者へのPR。

その辺も十分参考にさせていただきながら、また検討させていただきたいというふうに思っております。

●小野木議長 7番、長谷川議員。

●長谷川議員 マツカワですとかクロソイの話をしていましたね。

これは、もう商品化されつつあるのですよ。

ですから、何て言いましょうか、地元あれするわけではないですけど、例えば、サケですとか、そういうのって人を集める力があるのです。

ですから、そういうのを最大限に利用して、大津のマツカワがあります。

マツカワというのを、知らないと思う人が多いと思うのですよ。

クロソイもそうです。

これは刺身にしても、すごくおいしい魚ですから、その辺をやっぱりPRしてですね、マグロの解体ショーではないですけど、マツカワの解体ショーをやるって人を、つくり方をあれして、刺身を食べてくださいとか、そういうの町で買って、5万や10万マツカワを買って、皆さんにPRして食べていただく。

そういうようなことも地元の産業、それぞれお互いに活用することで、一つの方法でないかと思って、ちょっと気がついたので、申し上げました。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 言われるとおりだと思います。

このような即売、それから商工会が中心になりながら、イベントで盛り上げてございますが、やはりシシャモですとか、サケですとか、というものが非常に魅力で、それぞれ近隣にまでチラシをまいておりますが、常時集まっていたいただいているような状況でございます。

過日、商工会会員と漁協と打合わせをしながら、鮮魚等についてもここで取扱わさせていただきますということで、了解を得ております。

ですから、議員言われるとおり、マツカワだとか、そういうものについて、できるものなら扱っていただいて、豊頃町のその前浜資源としてできているものでござい

すので、ぜひPRしていきたいというふうに思っております。

●小野木議長 2時10分まで休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

7款土木費、1項土木管理費。

2項道路橋梁費。

3項住宅費。

6番、大谷議員。

●大谷議員 3項の住宅費で、15節工事請負費、豊頃南町A団地水洗化工事ということで、予算をみておりますが、これはどの部分で、築何年経った建物なのかお知らせいただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 水洗化事業について、ご説明させていただきます。

築につきましては、元の豊頃保育所のセイコマ寄りの2列と申しましょうか、北側から1列、2列、総計で5棟16戸でございます。

それで、建築年次につきましては、昭和49年建築が2棟8戸、50年が1棟4戸、55年1棟2戸、56年が1棟2戸で、現在15戸入居され、住まわれております。

それで、当団地につきましては、建替えを計画しようということで、水洗化を見送っていたわけですが、将来の財政推計、それから住宅建築計画を勘案しますと、まだ数年掛かるだろうという予測の元に、少しでもいい住環境を創出しようということで、水洗化工事を計画したところでございます。

以上でございます。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 昭和49年からのがあるということでございますが、非常に古いと、本当に古くて建替えを予定していたとこだというふうに思っております。

ただ、生活の水準が上がるということは私も理解しますが、本当にこの部分で1棟いくらくらい掛かるのかな、84、5万掛かるというふうに、水洗化計算できますけれども、それ掛けて本当にいいのか。

利用料金についても、上がるということも考えていかなければならないので、その辺の入っている方々は理解できているのかどうか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 豊頃南団地のいわゆる旧保育所側の2列の住宅については、この住宅よりさらに古い住宅でございまして、現在数戸入居されておりますけれども、これらの住宅については、将来やはり水洗化に耐えないだろうと、将来はやはり取壊して建替えの方向に行くのではないかとというふうに理解しておりますし、またこの団地につきましては、配水管の凍結等、過去に事故が数々ありまして、それはいわゆる配水管の深さが取れないというような現況の中で、地下凍結を起こして修理を重ねたという現況があります。

それから、また、この事業費がかさむ中には、団地内の舗装道路の補修も入ってお

りますので、このような金額になっていると思います。

また、住宅の料金でございますが、約5%程度、いわゆる利便性係数の関係で上がるかと思いますが、元々の住宅料そのものが安いので、住居者については、それほど大きな負担にはならないのではないかなと。

数千円から1万を少し超えるくらいの程度の金額になろうかなというふうに思います。

現在入居されている金額ですね。

そんなことで、上がっても数百円からの単位かなというふうに考えております。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 ここは非常に地盤が悪くて、冬になれば凍上したり何なりするというとも考えられます。

非常に水洗化して後のトラブルということのないような工事になるのかどうか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 大谷議員、言われるとおりでございまして、平成15年の十勝沖地震の際、マンホールが飛びあがったところは、この住宅のそばでございますが、現在補修が終わりまして、下水管については道路面から2メートルないし3メートルの地下に入っておりますので、今後接続したにしても凍結等の事故については大丈夫だろうというふうに考えております。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 これは気になっていたところですが、前回、前回と言っても数年前の住宅ということについての議会で、相当議論された経緯があります。

この場所の、その当時の答弁説明は、老朽化していると、それから水洗化するライフラインといいますか、その事業が始まったときに、一番、取残されたというよりも、意図的に政策的に、ここは残したというふうに理解しているのです。

ですから、今こういうような地域活性化事業の資金がみえたから、ここを水洗化するということについては、入居している町民の立場からいきますと、ドリームタウンができあがり、パートナーもでき、その中に各地区にそれらしい公営住宅もございません。

そこに移らないという、移れないという住民の事情がおありというふうに私は理解していましたから、水洗化されなくても我慢をして、お住いしているのではないかなと。

この水洗化しますと、当然、今、大谷議員が家賃に跳ね返りませんかというこういう質問でした。

私、その他に上水道の利用と合わせて、受益者というのは、それだけ跳ね返ってくる。

家賃だけではありません。

そういうものから考えると、実態は入居されている5棟16戸の方々のここに挙げられている予算からいきまして、本当に町民は望むかどうかというところの疑問をいたします。

その辺の実態はどうかということも、ある程度公開できる内容のもので結構ですので、説明をしていただきたいとこのように思います。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 この地区に住まわれている住民の方は、比較的高齢な方で、長い間豊頃地区に住まわれた方が多いと思いますし、またその地域で育ち、その地域を愛している方が、そこに住まわれているのだろうというふうに理解しております。

また、町が下水道本管を敷設しまして、このような形で普及を高め町民の生活の向上から、下流に流す水質の向上を狙いとしているわけですから、当然一早く進めるべきであったのかなというふうに思いますけれども、この水洗化を進めて住宅料が上がるより、建替えて新築して住宅料上がるベースの方が2倍も3倍も上がるわけですし、それらのことを勘案しますと現在の状況のなかでは、この工事をしてやるのが一番ベターなのかなと。

それから先ほども申し上げましたけれども、豊頃町には今現在一時休止しておりますけれども、ドリームが終わり、パートナータウンですね、病院の横の住宅団地の構想がまだ10数戸残っております。

ですから当然補助、支援を受けながら建築を進めるには、それを終わらせてからでなければ、次の計画に進めないわけですし、その間のタイムラグというのは数年来掛かるだろうというふうに思われますので、今の時点で水洗化を計画したという次第でございます。

以上です。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 私の記憶が間違いでなければ、今の課長の公営住宅の計画についての行政の考え方としては、私はちょっと違和感を感じました。

というのは、関連したことについて、いろいろと過去に一般質問もしましたが、公営住宅というものの政策は、現段階の社会情勢と今後の町に定住する住民の推移を見て、これらについての公営住宅というのは、一区切りいたしましよというものが政策的なものであるというふうに私は理解しておりますので、このことが引き金としてパートナーもまだ残っているということについての方向性といえますか、計画性というものについては、私はいかかなものかなというふうに思います。

それはあくまでも、町政を担う町長と、担当する施設課長のその辺の考え方が、私は優先をすれば、あくまでも町政を担う執行者の考え方を尊重し、それを拝聴するからこそ、その方針についての理解をいたし、承認をしているというふうに私は思っています。その辺の整理をきちっとしてもらわないとまらないのではないのかなと、私は率直にそういうふうに過去を顧みて感じます。

その辺についてのお考えを示していただきたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 公営住宅の事業につきましては、ご承知のとおりある程度事業が進みまして、まだ一部残っておりますけれども、その事業については、休止しているというか、ある程度充足されている状態になっております。

最近公営住宅の申し込み等、担当者から聞きますと非常に生活の向上が優先して、入っていてもついそれよりもいいところに求めたいというのが、これ人間であれば当然だと思いますけれども、そういうこともありまして、ある程度の住宅の整備ができたかなとっております。

しかし豊頃の南団地については、ご承知のとおり大変古くて建替え事業にもなかなか手が届かない状況でございまして、私としては、公営住宅へ入る方ができればある

程度条件の整った同じような環境で住んでもらいたいのが町としての考えであります。

しかし、中にはどうしても今の現状の生活から、または現状の家賃からそれ以上負担することは難しいという方もいらっしゃいますので、そういう方がいい住宅を求めればよろしいのですが、なかなかそういう住宅に入っている方は求めない。

今の地域に親しんでいるために、そういう形になろうかと思えます。

今回も、水洗化することによって、先ほど担当課長から申しあげましたとおり、いくらかの家賃の上乗せが計算上出てくるわけです。

しかし個々によっては、少々負担してもよろしいという方もいらっしゃるかと思うし、逆に今の現状で十分ですよという方もいらっしゃるかもしれませんが、町としては均衡のとれた設備を考えておりますので、16戸の公営住宅には、できるだけ環境の整った住宅を提供したいという形で今回するわけでありませう。

今後につきましても、現在公営住宅の推進につきましては、ある程度目途がついておりますので、これからまた住宅難等々出てくれば別として、現状のままでは一旦休んで、そして現在入っている公営住宅のひどい方については、環境整備をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 4項河川費。

説明。

石塚施設課長。

●石塚施設課長 説明第4号河川維持補修事業について、ご説明させていただきます。説明の前に事業内容の件について、一部ご訂正をいただきたいと思えます。

背負川維持補修費橋梁補修1カ所と、二分線沢川維持補修工事土砂止め10メートルとなっておりますが、これがいわゆる背負川の補修工事の内容が土砂止め延長10メートル、二分線沢川橋梁補修1カ所という形で入れ替えてご訂正願いたいと思えます。

本事業については、河川の流化能力の確保、及び下流への土砂流出防止、及び橋の補修等を目的として実施するものでございます。

背負川維持補修につきましては、土砂止め10メートル、二分線沢川維持補修工事については、橋梁補修1カ所、山陰川ほか1維持補修工事護岸補修、延長30メートル、立木伐採450メートル、事業費は485万円でございます。

箇所については、8ページ、及び9ページの対図番号をご覧いただきたいと思えます。

以上です。

●小野木議長 5項施設費。

6項公共下水道費。

8款消防費、1項消防費。

2項災害対策費。

9款教育費、1項教育総務費。

2項小学校費。

3項中学校費。

4項社会教育費。

5 項保健体育費。

1 1 款公債費、1 項公債費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

6 番、大谷議員。

●大谷議員 非常に戻りまして悪いのですけれども、2 3 ページの定額給付金給付に関する事業についてお聞きしたいと思います。

先ほど、行政報告では詳しく述べられておりましたが、申請については、臨時受付所を設けるように説明受けました。

それで、申請した後のことについて、お伺いしたいと思います。

申請されたら即現金が欲しいと言ったら窓口で現金貰えるのかどうか。

あくまでも送金というか金融機関口座へ振り込みなのかということの、その申請書と引き換えに出るのかということをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 お答をいたします。

現金の給付の場合のことだと思いますので、現金ということで申請をしていただいた後、うちの方としては、交付の決定を見てから期間的には、1 週間程度になるかと思いますが、その後に窓口からの現金給付ということになろうかと思っています。

●小野木議長 6 番、大谷議員。

●大谷議員 認定をしなければ受けられないということですね。

どうしても2度手間なるということにならざるを得ないのですが、その辺はもう少し精査できないものかどうかお伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 昨日の勝毎にも載ってございましたけれども。

私どもは、手続きをしまして確認しましてから現金、口座振替、現金でどうしても欲しい方についてはあくまでも交付して決定してから、新聞等でも報告しましたけれども、できれば車の無い方、それから遠くに住んでいる方については、担当者が持参をして行きたいというふうに思っております。

なお、新聞報道でもありましたとおり、合わせて独居老人につきましては、保健師が付きまして、日頃の生活状況とも把握しながら逆に単なる金銭のみ、給付のみでなく、把握実態をしていきたいというふうに考えております。

今、大谷議員の言われるとおり、立場の弱い方、つまり車の免許を持っていなかったり、遠くに住んでいる方については、手続きが終わりしだい早急に担当者が持参していきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 6 番、大谷議員。

●大谷議員 大変、健康診断もされるということで、いたりつくせりかなというふうに思いますけれども、今、また新たに振込詐欺というものがどんどん進化して、この給付金を狙っているようにも聞いておりますし、そのことについても注意を喚起していただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 そのことについても十分、担当者と協議しながら対応していきたいと思

っております。

ただ、心配なのは独居老人で多少認知症的な方がいらっしゃるにしまして、自分が判についても、本当に現金をもらったのかももらわないのか分からない場合が想定されます。

特に介護保険の保険証なんかでも3回も4回も貰いにくる方もいらっしゃるにしまして、そういう方についても十分慎重にやらないと、担当者が逆に迷惑を掛かる形になりますので、できるだけ今言ったとおり、口座振替の場合についても十分そういった危険の及ぼさないような方法でPRをしたいというふうに考えております。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 歳出について、まとめて何件か質問をいたします。

ただ今の定額交付金についての件ですが、一つは、この上げられております提案の金額のほかに、今、町長が昨日の勝毎のこの単身高齢者宅訪問というのは、読みましたが、職員が何回かその対象者のところへ足を運ばないといけないということになりますが、それについての経費は上がっておりません。

現在3,725名対象者ということのようですが、それらについての交付するための作業との予算がありますが、町職員の担当の職員の経費というのはどのくらいこのことについて、親切にこの単身者、その他のお宅をお邪魔するためには公用車のことはのっています、要しないのか、もし出ればそれについての説明をしていただきたいというのが一つ。

それからもう一つは、3,725名が対象者というふうに説明されましたが、本町の職員の中で、この中には入っていない方が当然おります。

いわゆる他町村から通っている職員というのがおりますが、参考のために、何名くらい本町の職員でこの3,725からもれているか、そういうところの数字も分かりましたらお願いしたいと思います。

それからもう1点、最後になりますが、商工費の先ほど議論されました件で、この配置図を示されているものについて、再考の余地があるか、あるいは考え方についてこれは町長にお聞きしたいこのように思います。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 職員が町民の足の、非常に車だとかそういうことのない方の65歳以上のところにお伺いする経費の問題でございますが、特別この経費については、公用車の燃料とかは別ですけれども、別にそれは上げておりません。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 職員の関係ですけれども、正職員は、町外から通ってきている方は3名でございます。

男女別で言いますと、女性でございます。

それから先ほど、ご質問ありました、道の駅構想の一部の利活用ですけれども、図面でもご説明申し上げましたけれども、一度雪が融けましたら担当者なり、または商工会の関係者、さらにはまたいろいろこれらに係わる関係者と十分現地を見まして、現状の図面の方で、適正かどうか確認しながら、またできれば議員さんの方々も立ち会っていただいて結構かと思っておりますけれども、どうか一つみんなで一番いい方法を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 前段の課長からの説明の件ですが、そうしますとこれは予算化しないということがありますが、今回の定額給付金についての作業でいろいろと勤務される職員については、既定の例えば時間外とかそういうもので処理するという理解でよろしいかということでもあります。

それから、今、町長の商工費についての道の駅の件につきましては、できればこれはやはり執行者側の担当者含めて、執行者も含めて、あるいは商工会、あるいは議会の担当常任委員会、そういうものでしっかりとこのことについては、検討し確認し執行してもらいたいというふうに希望いたしますので、その辺のお考えもお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 経費については、大崎議員申されましたように、ここに出ています職員手当は一般職の時間外手当、その他賃金等に対応する予定でございます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 申し訳ございません。

先ほど私が、女性3名と言いましたけれども、男性1名おりまして、4名でございます。

あと、準職の方については、何名か町外から通ってきておりますけれども、そういう状況でございます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほど申し上げたとおり、十分雪が融けてから関係機関と相談しながら、また関係者も立ち会っていただいて、皆さんが理解できるような場所に設定したいというふうに考えております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 つぎに、7ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑を受けません。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 つぎに、8ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けません。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 つぎに、9ページ、第4表、繰越明許費について質疑を受けません。

質疑はありませんか。

5番、大崎議員。

●大崎議員 今回の地域活性化、略して事業費についての全般的な中に、繰越明許費についてなのですが、これについては、行政報告の中に、4月以降にそれらについて、執行していきたいと、このようにありますが、実質的に4月以降ということは、4月1日から末まで、あるいは3月の現在5日ですから、だいたい1カ月あると考えます。

この期間が当然計算されるのですが、繰越明許費についての扱いについて、私の認識では、この20年度にすでに、議会の議決があった場合には早急にできる内容のものもあるというふうに私は今回みております。

したがって、本議会においての議決後において、すみやかに火急にこの繰越明許の性格上は二種類あるというふうに私思っていますので、新年度が迎えていなくても、それらについてのおくまでも地域の活性化事業ですので、それらについて精査して、今お話のような考えで執行していただきたい、こう思いますのでそれらについての精査をしていただけるかどうか、そして執行していただけるかどうか4月以降とは言わずにお願いしたいものはお願いしたいこう思いますがいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 今、大崎議員が言われたとおりであります。

執行する側も、そのような考えで繰越明許費でありますので、また国の第2次補正経済緊急対策、また地域活性化とこのような観点から、議決後速やかに発注できるものは入札行為を行って発注し、また4月に入ってからまた発注するものの中にはあろうかと思えますけれども、できるだけこの2次補正の趣旨に沿った形の中で予算を執行していきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 それと、2月の5日に臨時議会で議決した中で、すでに発注済みの報告も今議会に出されています。

これについては、非常に町内の業者に運良くまんべんにそれらについての発注がされているように一覧を見ました。

非常に良かったというふうに思っていますが、本町は前回も触れたことありますが、業界の新聞に、これは予定金額を公表して入札ということを、今、行っておりますね。

どうも、その辺についての落札、指名競争入札と言いながら、その金額を照合しますと、落札率が96%台です。

全部そのようになっている。

したがって、これらについての貴重な財源ですから、業者にやはり指名競争の競争をしてもらおうということで、金額公表は私は避けていくべきでないかなど。

その企業、その企業の努力によって、やはり積算し見積りをし、入札参加をすると、こういうような方向づけでいくべきだと理解するのですが、その辺の考え方、そしてこのように2億3,370万くらいの大きな活性化事業であります。

町民の一人として、できるだけ財源は健全であるべきだという前提から業者に不況と言いながら頑張ってもらっていて、予算を少しでも残して基金に積み立てにするとか、そういう緊急の場合の財源支出の基礎にするとか、そういうようなものにすべきではないかというふうに考えますが、それらについてのこれは政策執行の内容ですので、町長にお聞きしてご検討、あるいは豊頃の姿勢というものを示していただきたいなところと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 新年度に繰越される事業、また新年に新しくできる事業で、町内の企業でできるものは、町内の企業の方々に指名をしていて、入札競争していただきたいというふうに考えています。

ただ、どうしても町内の業者では技術的にできないものについては、他町村からの入札もお願いする場合があります。

また、入札予定価格が公表される、これまた規則なり、法律に基づいて定められておりますので、それにしたがって今、現在うちは執行していると思います。

また、入札率が非常に高いのも最近厳しい財政事情ですので、積算される担当課も数値については、そうとう厳しく積算しておりますので、業者の方々なかなか入札額も予定価格に近い数字になろうかと思えますけれども、これも先ほど大崎議員が言われるとおりの財政を考えて厳しく、特に単独事業については、非常に厳しい単価で積算しておりますので、ある程度業者の方にも負担を掛けるような価格かと思えますけれども、そういう事情でやっております。

私としては、町内で発生する事業については、町内の企業の方々をお願いしたいという考えは変わりません。

したがって、繰越の事業も町内の業者の方々が、頑張ってください、入札してください、事業執行にあたっていただくことを願っているところでございます。

以上でございます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変失礼いたしました。

何かあの、担当者の話によると、道あたりはもうすでに止めているようで、町村によってはいろいろ、そのやっているところ、公表しているところ、していないところ、このことについては、新年度に向けて内部で十分検討して、どういう対応が一番公平というか、そういうことも十分踏まえながら検討したいと思いますので、もう少し時間を貸していただきたいと思えます。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 町長の答弁で私は期待したいと思えますが、一例申し上げますと、今、課長からちょっと進言があったようですが、道における事業、発注についても国についてもこれは本町はそこまでしていないと思えますが、電算入札という形をとっています。

また、指名についても公募ということになっておまして、これについては、今いろいろと事件化されました、談合だとか、業者談合だとかそういうものについては、一切そういうものについては防止策として行っておりますことも一つ参考にしながら今後についての本町の入札形式、このことについても純粋な指名競争入札ということで一つ進められることを期待しておりますので、是非ともそのようなことを早急に新年度予算から、あるいは本日協議されました件についてもご協議いただきたいとこのように感じます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 そのことについて十分前向きに検討してまいります。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから議案第11号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

- 小野木議長 日程第6 議案第12号 平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

- 和田福祉課長 議案第12号、平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,040万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,590万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、高額医療に係る共同事業交付金の減額、国民健康保険税及び繰越金の増額、一般被保険者療養給付費の必要額の補正、前年度繰越金確定額から補助金返還金等を差し引いた額の基金への積立、及び、予算精査による補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

11ページをご覧ください。

1款総務費において、予算精査により合わせて24万2,000円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費において、一般被保険者療養給付費に900万円を追加。

2項高額医療費において、一般被保険者高額療養費等110万円減額。

4項出産育児諸費において122万円を減額するなど、合わせて保険給付費に557万3,000円を追加。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金において84万9,000円を。

6款介護納付金、1項介護納付金において17万8,000円を。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金において1,000円を。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費において90万9,000円をそれぞれ減額し。

9款基金積立金において、基金積立金として1,660万円を。

10款諸支出金、3項繰出金において41万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

その財源として、8ページ、歳入をご覧ください。

1款国民健康保険税に2,044万4,000円を追加。

3款国庫支出金から478万9,000円を。

4 款療養給付費交付金から 1 0 0 万 2, 0 0 0 円をそれぞれ減額。
5 款前期高齢者交付金に 9 3 1 万 1, 0 0 0 円を。
6 款道支出金に 5 8 7 万 3, 0 0 0 円をそれぞれ追加。
7 款共同事業交付金から 2, 3 2 6 万 6, 0 0 0 円を。
9 款繰入金から 3 0 2 万 3, 0 0 0 円をそれぞれ減額。
1 0 款繰越金に 1, 6 6 8 万 9, 0 0 0 円を。
1 1 款諸収入に 1 6 万 9, 0 0 0 円を、それぞれ追加補正するものであります。
以上でありますので、よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款国民健康保険税。

3 款国庫支出金。

4 款療養給付費交付金。

5 款前期高齢者交付金。

6 款道支出金。

7 款共同事業交付金。

9 款繰入金。

1 0 款繰越金。

1 1 款諸収入。

歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 1 ページ、1 款総務費。

2 款保険給付費。

5 款老人保健拠出金。

6 款介護納付金。

7 款共同事業拠出金。

8 款保健事業費。

9 款基金積立金。

1 0 款諸支出金。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

●小野木議長 日程第7 議案第13号 平成20年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

●和田福祉課長 議案第13号、平成20年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,029万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,701万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、介護報酬改定や新介護認定制度導入に伴う介護保険事務システムの改修費の補正、及び予算精査による補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

10ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費において、介護保険事務システム改修に232万1,000円を追加するなど、合わせて総務費に210万5,000円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費において、居宅介護サービス給付費に301万8,000円を追加。

地域密着型介護サービス給付費から807万1,000円を。

施設介護サービス給付費から201万円をそれぞれ減額。

2項介護予防サービス等諸費において、介護予防サービス給付費から611万8,000円を減額するなど、合わせて保険給付費において1,432万4,000円を減額。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金から1万5,000円を減額。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費から52万5,000円を減額するなど、地域支援事業費において56万7,000円を減額。

5款基金積立金、1項基金積立金において、基金積立金に250万8,000円を追加補正するものであります。

この財源として、8ページ、歳入をご覧ください。

1款介護保険料から238万3,000円を。

2款使用料及び手数料から23万3,000円をそれぞれ減額。

3款国庫支出金に、介護保険事務システム改修事業など、合わせて240万4,000円を追加。

4 款道支出金から 3 0 6 万 6, 0 0 0 円を。

5 款支払基金交付金から 8 0 7 万 4, 0 0 0 円をそれぞれ減額。

7 款繰入金に 1 0 5 万 9, 0 0 0 円を追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款介護保険料。

2 款使用料及び手数料。

3 款国庫支出金。

4 款道支出金。

5 款支払基金交付金。

7 款繰入金。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 0 ページ、1 款総務費。

2 款保険給付費。

3 款財政安定化基金拠出金。

4 款地域支援事業費。

5 款基金積立金。

歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第 1 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 4 号

●小野木議長 日程第 8 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度豊頃町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

- 和田福祉課長 議案第14号、平成20年度豊頃町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ327万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,799万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、医療給付費の減額、及び予算精査による補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款総務費において、予算精査により2万円を。

2款医療諸費、1項医療諸費において、医療給付費を300万円減額するなど、2款医療諸費において325万円をそれぞれ減額補正するものであります。

その財源としまして、6ページ、歳入をご覧ください。

1款支払基金交付金から263万1,000円を。

2款国庫支出金から187万5,000円を。

3款道支出金から46万9,000円を。

4款繰入金から48万4,000円をそれぞれ減額し。

6款諸収入に218万9,000円を追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款支払基金交付金。

2款国庫支出金。

3款道支出金。

4款繰入金。

6款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款総務費。

2款医療諸費。

歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから議案第14号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。
3時15分まで休憩します。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議案第15号

- 小野木議長 日程第9 議案第15号 平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

- 和田福祉課長 議案第15号、平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,354万円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成21年度において行われる保険料軽減対策や、被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料負担軽減措置の継続実施などに対応するシステムの改修事業に係る補正、及び負担金等減額に係る補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

7ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費において、高齢者医療制度円滑運営事業後期高齢者システム改修に117万6,000円を追加。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金において、保険料負担金等81万円を減額するものであります。

その財源として、6ページ、歳入をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料に10万円追加。

2款繰入金から91万円を減額。

5款国庫支出金に117万6,000円を追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。
6ページ、1款後期高齢者医療保険料。

2 款繰入金。

5 款国庫支出金。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、1 款総務費。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 16 号

- 小野木議長 日程第 10 議案第 16 号 平成 20 年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

- 和田福祉課長 議案第 16 号、平成 20 年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第 3 号）について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 172 万 6, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6, 771 万 9, 000 円と定めるものであります。

このたびの補正は、繰越明許費として豊頃医院のボイラー改修工事予算の補正、及び予算精査による補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

8 ページをご覧ください。

1 款医院費、1 項医院費において、豊頃医院改修事業ボイラー等改修工事に 1, 2

00万円を追加するなど、1,180万8,000円を追加。

2款診療所費、1項診療所費において3万円を。

3款歯科診療所費、1項歯科診療所費から5万2,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

その財源としまして、7ページ、歳入をご覧ください。

2款繰入金に1,172万6,000円を追加するものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。

4ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費としまして、1款医院費、1項医院費に、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、豊頃医院改修事業として1,200万円を繰越明許費として定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を受けます。

歳入歳出事項別明細書により、歳入に関して質疑を受けます。

7ページ、2款繰入金。

次に、歳出については、款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款医院費。

6番、大谷議員。

●大谷議員 この15節の工事請負費ですけれども、ボイラー等の改修工事というのは昨年から取組んでおりますが、このことによってこれが近々の修理というものはこれで終了するというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 最大の補修工事として、このボイラーだけが実は、ボイラーそれから配管等も含めてですけれども、これが現在残ってございました。

これは平成2年に病院が開設して以来、メンテはやっておりますけれども、一度も改修していないということから今回交付金、地域活性化の交付金をいただき改修をしようとするものであります。

以上です。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 この施設は、2階に入院病棟があったわけですが、その部分もカバーしている、そのボイラー等々というふうに考えてよろしいでしょうか。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 能力的には、2階部分利用はしてございませんけれども、その部分もカバーできる能力でございます。

2階部分は入院病棟ですけれども、一部看護婦の休憩所として利用しているところもございまして、その部分についても一部対応しなければならないということで、ボイラーのカロリー能力は、従前よりも低いですが、効率が非常に良いものということで、ボイラーの取替えを予定しているところでございます。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 維持管理費は掛かりますけれども、ボイラー等暖房経費の方の器具の修理ということは、しばらくは考えなくてもいいというふうに理解してよろしいでしょうか。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 議員お見込みのとおりでございます。

今回のボイラー等の改修ということで、給湯設備につきまして、ボイラーからお湯を沸かし、貯湯タンクに移すという現在のこのシステムなのですが、給湯の部分については、これは止めまして、個別の既存の給水器を数箇所、今のところ3カ所予定していますが、3カ所を設置するというので、この給湯設備についても全て一新されるということで、当面大きな改修は無いというふうに見込んでおります。

以上です。

●小野木議長 5番、大崎議員。

●大崎議員 この改修工事、設備のように理解しておりますが、今、説明あった内容からいきますと、これはこの病院ばかりではなくて、この庁舎本館もそうですし、それから施設の全般に渡っての考え方というものをこれからはしなければならぬだろうという時代だというふうに考えております。私は。

ということは、今、担当課長からの質問に対する説明で、なるほどそういうような、これはやはり化石燃料を使っていますから、それに対する熱効率というのはどうかということを見ると、例えばの話、この議場の温度と、それから議員控室の温度というのは、当然バランスが違うのです。

それはなぜかという、この空調のシステムそのものが違うからです。

天井から下がってくるものと、議員控室はスチームで、お湯をただ風で送っているだけの違いですから、そういう意味から考えると、今後全体の町の施設に対しては、そのような、やはり集中暖房ではなくて、そういう改修時期がくれば毅然としてこういうその方針で、やはり進むというものを考えるべきだと。

そう思います。

これは言うまでもなく、燃料の無駄が、配管が長ければ長いほどロスが生まれるのは当たり前ですから、ですから1階で燃やしたものと2階と3階に引っ張るものでは熱量が変わりますので、そういう意味からみると今後この病院の改修をきっかけに、そういう寿命やそういう時期がきた施設については、一貫したそういう考え方をしていけばコストダウンにもなるだろうというふうに思いますが、これらについての、これは和田課長のところ以外でもそういう考え方をすべきだというようなことを理解していただければ、その辺は施設課長の方でおおいにその辺の全体的な徹底をするというか、方針をやはり執行者にも進言すべきだというふうに思いますが、課長の考えをお聞きしたいなと、施設課長の、すいません。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 あの課長ではなく、私から答弁させていただきます。

実は公共施設でも非常に老朽化が激しいところ、今、実際調査をしているところもあります。

それは教育委員会の学校ですけれども、学校のボイラーをいじりますとトイレから病院以上に金が、何千万も掛かるということで、今、大崎議員が言われるとおり、総体的な計画でいつというのはまだ出ておりませんが、どのような方法が一番安上がりなのか、経費が掛からないのかということで、非常に頭を痛めております。

それとやはりこの庁舎もそうですけれども、だんだん老朽化しますと温度が一定にして供給できないというか、そういうこともございますので、これから後年次に向け

てそういった公共施設の大きなものについては、計画的に今から調査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 2款診療所費。

3款歯科診療所費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、4ページ、第2表、繰越明許費について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●小野木議長 日程第11 議案第17号 平成20年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

●石塚施設課長 議案第17号、平成20年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第5号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ825万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億250万2,000円と定めるものであります。

補正の内容について、歳出から説明いたします。

10ページをご覧ください。

1款総務費において、本管移設等補償工事245万8,000円。

吉野簡水分水負担金80万円。

茂岩簡易水道基幹的施設改良事業中央監視盤設備更新工事369万5,000円など、合わせて825万9,000円を減額するものであります。

次に、8ページ、歳入をご覧くださいます。

1款使用料及び手数料に、水道使用料1,089万2,000円を追加。

2款国庫支出金を193万4,000円減額。

3款繰入金を2,119万7,000円減額。

5款諸収入において、本管移設等補償費788万円追加。

6款町債を390万円減額するものであります。

次に、4ページ、地方債補正であります。既定の地方債限度額から390万円を減額し、地方債限度額を2,300万円と定めるものであります。

次に、5ページ、債務負担行為であります。簡易水道維持管理業務委託料、平成21年度から平成23年度まで3カ年間の限度額を、1,417万5,000円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款使用料及び手数料。

2款国庫支出金。

3款繰入金。

5款諸収入。

6款町債。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳出について質疑を受けます。

10ページ、1款総務費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、4ページ、第2表、地方債補正について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、5ページ、第3表、債務負担行為について、質疑を受けます。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●小野木議長 日程第12 議案第18号 平成20年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

●石塚施設課長 議案第18号、平成20年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第5号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,431万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,499万9,000円と定めるものであります。

補正の内容について、歳出から説明いたします。

9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費を、事業精査により8万7,000円減額し。

2項施設管理費に、下水道管移設等補償工事342万5,000円を減額。

繰越明許費による下水道管渠改修事業管渠改修工事2,900万円追加等、合わせて2,550万2,000円を追加。

2款事業費を52万8,000円減額。

3款公債費を57万3,000円減額するものであります。

次に、8ページ、歳入をご覧ください。

3款繰入金に、繰越明許費による地域活性化・生活対策臨時交付金事業一般会計繰入金など、2,773万9,000円追加。

5款諸収入を、下水道管移設等補償費342万5,000円減額するものであります。

次に、4ページ、債務負担行為補正であります。既定の水洗便所改造等資金貸付事業に対する損失補償、平成20年度から平成24年度まで、110万円を減額し、処理場維持管理業務委託料、平成21年度から平成23年度まで、3カ年間の限度額を6,000万円と定めるものであります。

次に、5ページ、繰越明許費であります。地域活性化・生活対策臨時交付金事業による、下水道管渠改修事業2,900万円を計上するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入款ごとに質疑を受けます。

8ページ、3款繰入金。

5款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

9 ページ、1 款総務費。

説明。

石塚施設課長。

●石塚施設課長 説明第 5 号、下水道管渠改修事業について説明させていただきます。

本案につきましては、下水道管の不同沈下による、いわゆる管詰まりを解消するために施工するものでございます。

事業内容として、茂岩栄町その 1 でございますが、延長 1 0 9 メーター。

同じく栄町その 2 につきましては、延長 1 2 7 メーター。

茂岩末広町につきましては、延長 5 6 メーター。

大津寿町につきましては、延長 1 2 7 メーター。

事業費につきましては、2, 9 0 0 万円。

対図番号につきましては、1 0 ページから 1 1 ページをご覧いただきたいと思いますが、それぞれの箇所につきまして、施工するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 2 款事業費。

3 款公債費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、4 ページ、第 2 表、債務負担行為補正について、質疑を受けません。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、5 ページ、第 3 表、繰越明許費について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第 1 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●小野木議長 日程第13 議案第19号 豊頃町表彰条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第19号、豊頃町表彰条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、現行の条例では、4年ごとの表彰式を行うこととなっておりますが、表彰期間が大きくなりすぎることから、2年ごととし、表彰する対象者の追加、及び文言を整理するなどのため、本条例の一部を改正するものであります。

豊頃町表彰条例の一部を次のように改正するものであります。

第2条第1項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第7号を次のように改める。

7号に新たに、その他の功労賞、前各号に掲げるもののほか、町行政に貢献し、その功績が同各号の功績と同等または同等以上であるものと町長が認めたもの。

8号に善行賞。

9号に新たに、栄誉賞、文化、スポーツ等の分野において本町の誇りとなるような輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なものを表彰できることを定めるものであります。

次に、第2条第2項中の文言を整理し、3項においては、競技会、品評会等において、特に優れた成績を収めたもの、または、そのほか町長が相当であると認めたものに賞状を贈ることとができることを定め。

第4条中の表彰は、「4年毎」を「2年毎」に、「特別な事情がある」を「町長が必要と認める」に改め。

第6条中、「表彰者選考会議」を「豊頃町表彰者選考委員会」に改め。

第7条には、選考委員会組織について。

第8条には、委員長の職務及び会議等について定めるものであります。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

- 小野木議長 日程第14 議案第20号 豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

- 熊野総務課長 議案第20号 豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の給与に関する法律の一部改正において、育児短時間勤務の承認を受けて、育児休業しようとする職員に係る規定が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

豊頃町職員の育児休業等に関する条例、第11条中には、勤務の形態による勤務時間について定めておりますが、「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第1号及び第2号中「20時間、24時または25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分」に改めるものであります。

附則としては、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

経過措置として、この条例の施行日以後においては、改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児時間勤務するため、同法第10条第3項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、当該承認を請求することができることを定めたものであります。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

- 小野木議長 日程第15 議案第21号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

- 石田副町長 議案第21号、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、豊頃町職員の通勤手当の支給に関する規定を、改正しようとするものであり、通勤のため、自動車等を使用する職員の、通勤手当の上限を定めるため、関係規定を改正するものであります。

第9条第2項第2号の現行規定では、通勤手当を支給する基準区分として、片道5キロ未満から40キロ以上までの、9区分の基準により定めておりましたが、この度の改正により、20キロメートル未満以降の区分を削り、15キロ以上一律1万円に改め、基準区分を4区分にしようとするものであります。

附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでありますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

- 小野木議長 日程第16 議案第23号 児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

- 和田福祉課長 議案第23号、児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明いたします。

児童福祉法に規定する医療給付の際の助成対象者の除外規定に、小規模住宅型児童養育事業を行う者に委託された児童を追加する改正が出され、同法が平成24年4月1日から施行されるため、文言を整理するために、関係条例の一部を改正する児童福祉法の改正に伴う、関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

議案の概要をご説明申し上げます。

第1条は、豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正であります。

対象者を規定する第3章において、示めされている準則と同一の文言とするため、

議案に示してあるとおり、第3条を全て改めるものであります。

また、第2条は、豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正であります。

助成の対象者を規定する第3条第2号中、「里親に委託され」を「小規模住宅型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託され」に改めるものであります。

なお附則として、施行期日として、平成21年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

●小野木議長 日程第17 議案第24号 豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

●和田福祉課長 議案第24号、豊頃町介護保険条例の一部改正について、説明いたします。

介護保険制度では、制度を円滑に運営するため、保険料等が適正かどうかなど、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行うことになっております。

今回の見直しは、平成18年度から20年度までの介護保険事業計画第3期計画中のサービス料などの推移等から、次期計画中的見込みなどを盛り込み、介護保険事業計画第4期計画として、豊頃町介護保険運営協議会に諮問し、数回の審議を経たのち、本年2月20日、同協議会から適正である旨の答申を得たため、介護保険料の改定を行うべく、豊頃町介護保険条例の一部を改正するものであります。

この度の改正は、地域計画において、国が決定した介護報酬3%アップによる、介護給付費の増加や、第3期計画中の第4段階、第5段階における保険料の軽減緩和措置の継続実施による保険料収入の減少などにより、本来は保険料を上げなければなりません。前記計画と次期計画のサービス料に大きな変化が無いことや、近年の経済情勢を鑑み、準備積立金の取崩しにより保険料上昇を抑えることとしました。

条例改正案をご覧願います。

本則の改正であります。が、保険料率を定める第2条第1項中に定める保険料率の期間を「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め。

第1号、第2号に規定する、第1段階、第2段階の保険料率を、「2万1,900円」を「2万1,800円」に減額し定め。

第3号に規定する、第3段階、「3万2,900円」を「3万2,800円」に、以下同様に、第4段階を「4万3,700円」に。

第5段階を「5万4,600円」に。

第6段階を「6万5,600円」にそれぞれ減額し、定めるものであります。

次に、前期計画において実施してまいりました、第4段階及び第5段階の低所得者への激変緩和措置ですが、制度上は平成20年度をもって終了するところですが、地域計画期間中も本町においては、低所得者に対する軽減措置を引き続き実施することとし、国の指針に基づき、附則において保険料率の特例として定めます。

附則第3条をご覧ください。

附則第3条では、平成21年度から平成23年度までの経過措置として、本則にありました第4段階に該当するものであって、被保険者本人が非課税であり、公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合は、本則で規定する4万3,700円の保険料を3万8,000円と定め、第2号においては、第5段階に該当するものであって、被保険者本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が125万円以下の場合は、本則で規定する5万4,600円を4万9,000円と定めるものであります。

これで全ての段階別の保険料率が定められたところですが、国が決定した介護報酬3%アップに係る、保険料上昇抑制対策の介護従事者処遇改善臨時特例基金の取崩しが、平成21年度から平成23年度まで毎年実施されることにより、さらに保険料率が軽減されるため、附則第4条において、その保険料率を定めます。

附則第4条をご覧ください。

第1号及び第2号では、第1段階及び第2段階の本則で定める保険料率2万1,800円を2万1,500円と減額し定めるものであり、以下同様に第3号では、第3段階を3万2,300円に、第4号では、第4段階を4万3,100円に、第5号では、第5段階を5万3,900円に、第6号では、第6段階を6万4,700円にそれぞれ定め、第7号では、附則第3条第1号で規定する、軽減された第5段階の保険料率を3万7,500円に、第8号では、附則第3条第2号に規定する軽減された第5段階の保険料率を4万8,300円とそれぞれ定めるものであります。

この附則第4条に規定する保険料率が、実際に適用される保険料率となります。

他の附則につきましては、附則第1条では、施行期日を。

附則第2条では、保険料率に関する経過措置をそれぞれ規定するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号

- 小野木議長 日程第18 議案第25号 健康保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

- 和田福祉課長 議案第25号、健康保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明いたします。

健康保険法に規定する診療報酬の算定方法の改正がなされ、平成21年4月1日から施行されるため、文言を整理するために関係条例の一部を改正する、健康保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

議案をご覧願いたいと思います。

第1条は、豊頃町歯科診療所条例の一部改正であります。

診療費及び手数料を規定する第5条において、見出しの「診療費」を「使用料」に改め、同条第1項を準則と同一の文言とするため、前条診療を受けた者に対しては、法令及び別に条例で定めるところにより、使用料(一部負担金を含む。)及び手数料を徴収するに改めるものであります。

第2条は、豊頃町立医療機関料金徴収条例の一部改正であります。

徴収方法を規定する、第3条第1項を、本条例により徴収する療養に要する費用は、診療報酬の算定により要した費用を徴収するに改めるものであります。

なお附則として、施行期日を平成21年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

- 小野木議長 日程第19 同意案第1号 豊頃町監査委員の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

宮口町長。

- 宮口町長 同意案第1号 豊頃町監査委員の選任についてご説明申し上げます。
来たる3月14日をもって任期満了となります山口浩司氏を再度選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、同意を求めるものでありますのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。
これから同意案第1号を採決します。
お諮りします。
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第2号

- 小野木議長 日程第20 同意案第2号 豊頃町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

宮口町長。

- 宮口町長 同意案第2号 豊頃町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

来たる5月11日をもって任期満了となります関本民一氏の後任に、次の者を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、同意を求めるものであります。

氏名は、高田芳行氏であります。

住所は、中川郡豊頃町茂岩末広町1番地。

生年月日は、昭和33年8月29日でありますので、よろしくお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。
これから同意案第2号を採決します。
お諮りします。
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

- 小野木議長 日程第21 請願の委員会付託を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。
請願文書表を職員に朗読させます。
佐藤事務局長。
- 佐藤事務局長 請願文書表。

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員の氏名	付託委員会
1	平成21.2.16	平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書	豊頃町中央若葉町12番地 豊頃町農業協同組合代表理事組合長 相澤昌幸	豊頃町議会議員 菅谷誠 藤田博規	産業厚生常任委員会
2	平成21.2.24	中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する請願書	豊頃町中央若葉町12番地 豊頃町農業協同組合代表理事組合長 相澤昌幸	豊頃町議会議員 菅谷誠 藤田博規	産業厚生常任委員会

以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 陳情の委員会付託

- 小野木議長 日程第22 陳情の委員会付託を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました陳情文書表のとおりです。
陳情文書表を職員に朗読させます。
佐藤事務局長。
- 佐藤事務局長 陳情文書表。

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
3	平成 21.2.20	公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出について	豊頃町茂岩本町125番地 連合北海道豊頃地区連合会 会長 松井 隆	産業厚生 常任委員会
4	平成 21.2.20	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書の提出について	豊頃町茂岩本町125番地 連合北海道豊頃地区連合会 会長 松井 隆	産業厚生 常任委員会
5	平成 21.2.23	国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情	札幌市東区北9条東1丁目 地元で働く仕事と90日支給復活を要求する北海道連絡会代表委員 佐藤 陵一 帯広市白樺16条東5丁目12 十勝雇用対策協議会 議長 加瀬谷 敏男	産業厚生 常任委員会

以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会議決

- 小野木議長 日程第23 休会の議決の件を議題とします。
お諮りします。
議案等精査のため、3月6日から同月8日までの3日間、休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、3月6日から同月8日までの3日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これで散会します。

午後 4時05分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員